

水産政策の改革について

令和8年4月
水産庁

水産資源の現状

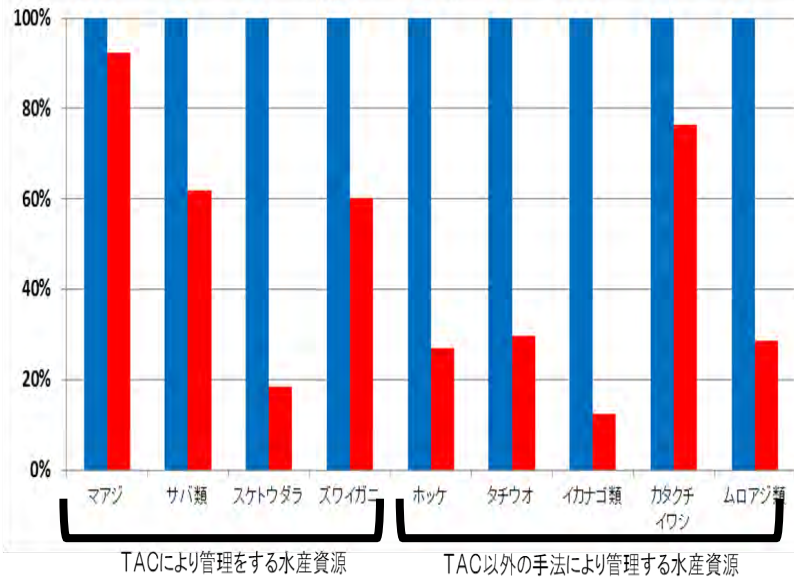
- 漁獲量の減少については様々な要因が考えられるが、適切な資源管理を行い、水産資源を維持できていれば、漁業生産量の減少を防止・緩和できたと考えられるものが多い。
- 数量管理(漁獲量自体の制限による資源管理)を行った水産資源については、それ以外の水産資源に比べて、漁業生産量の減少の程度が小さい。
- MSYベースの資源評価を行った22種40資源のうち、資源量も漁獲の強さも共に適切な状態であるものはスケトウダラ太平洋系群など11種16資源、資源量は適切な状態にあるが漁獲の強さは過剰であったものはウルメイワシ対馬暖流系群及びマイワシ太平洋系群の2種2資源、資源量はMSY水準よりも少ないが漁獲の強さは適切な状態であるものはホッケ道北系群など10種12資源、資源量はMSY水準よりも少なく漁獲の強さも過剰であったものはゴマサバ対馬暖流系群など8種10資源である。
- MSYベース以外の資源評価では、評価した36種48資源について、資源水準が高位にあるものが10資源、中位にあるものが9資源、低位にあるものが29資源である。

管理手法による漁獲量の比較

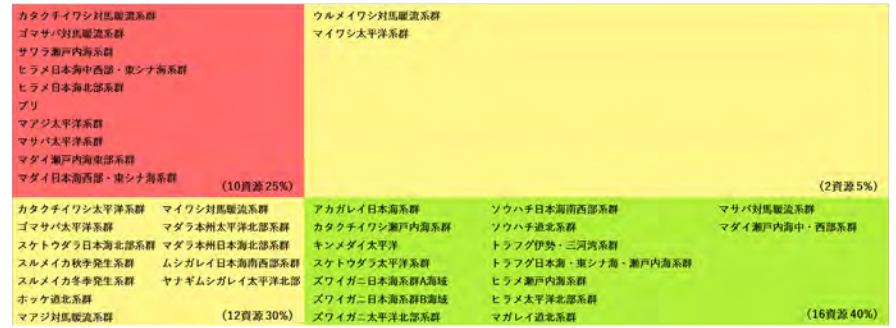
<TAC(漁獲可能量)制度>

国が水産資源ごとに年間の漁獲量の上限を設定することにより行う資源管理(数量管理)

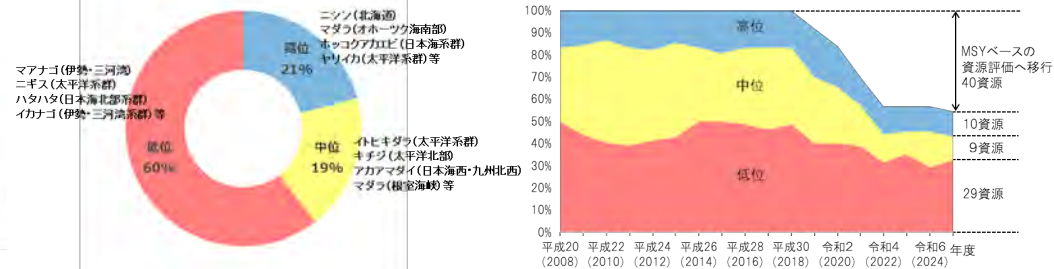
昭和59年の漁獲量(■)に対する、平成28年の漁獲量(■)の比率(昭和59年の生産量を100%)



我が国周辺の資源水準の状況 (MSYをベースとした資源評価 22種40資源)



我が国周辺の資源水準の状況(「高位・中位・低位」の3区分による資源評価 36種48資源)

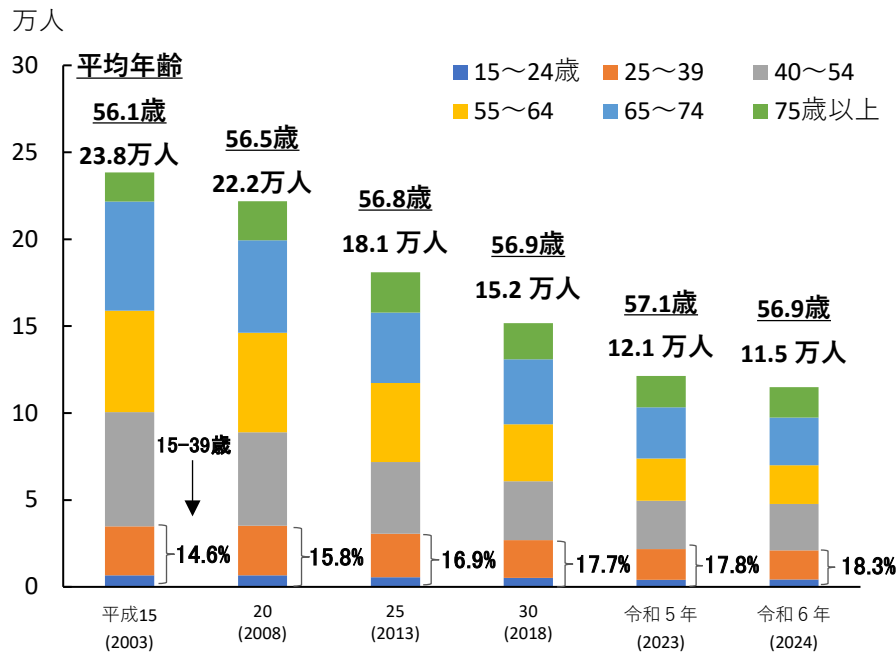


資料: 水産庁・(研)水産研究・教育機構「我が国周辺の水産資源の評価」に基づき水産庁で作成

漁業就業者の現状

- 我が国の漁業就業者は減少傾向にあり(令和6(2024)年は11.5万人)、平均年齢は56.9歳。新規就業者は若年層が増加しているものの、今後も減少(令和32(2050)年頃には約7万人まで減少)が続くことが想定。
- 我が国周辺水域に形成された豊かな漁場や水産資源を十全に活用していくためには、担い手を育成・確保していく必要。

漁業就業者の推移



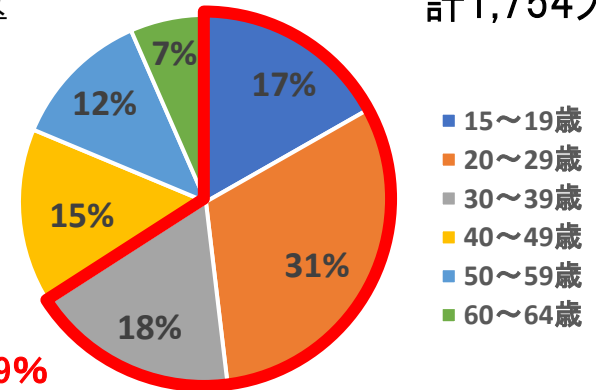
資料:農林水産省「漁業センサス」(平成15(2003)、20(2008)、25(2013)、30(2018)、令和5(2023)年)及び「漁業構造動態調査」(令和6(2024))

- 注1:「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。
 注2:平成20(2008)年以降では、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでとは含まれなかった非沿海市区町村に居住している者を含んでおり、平成15(2003)年とは連続しない。
 注3:平均年齢は、「漁業センサス」より各階層の中位数(75歳以上の階層については80を使用。)を用いた推計値。

新規就業者の状況

年齢構成・人数
(2024年)

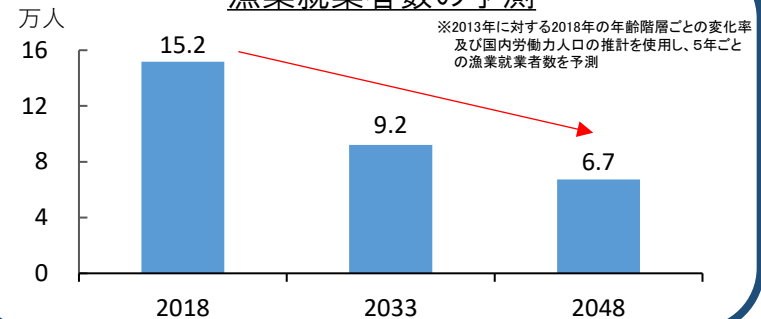
計1,754人



40歳未満は65.9%

資料:農林水産省調べ

漁業就業者数の予測

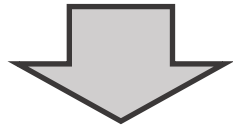


※2013年に対する2018年の年齢階層ごとの変化率及び国内労働力人口の推計を使用し、5年ごとの漁業就業者数を予測

水産政策の改革の経緯

平成29年 4月28日

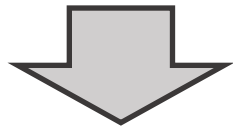
新たな「水産基本計画」策定



「数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策」等について検討

平成29年12月 8日

「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂
(別紙8「水産政策の改革の方向性」)



「水産政策の改革の方向性」に沿って、具体的な内容について検討

平成30年 6月 1日

「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂
(別紙8「水産政策の改革について」)



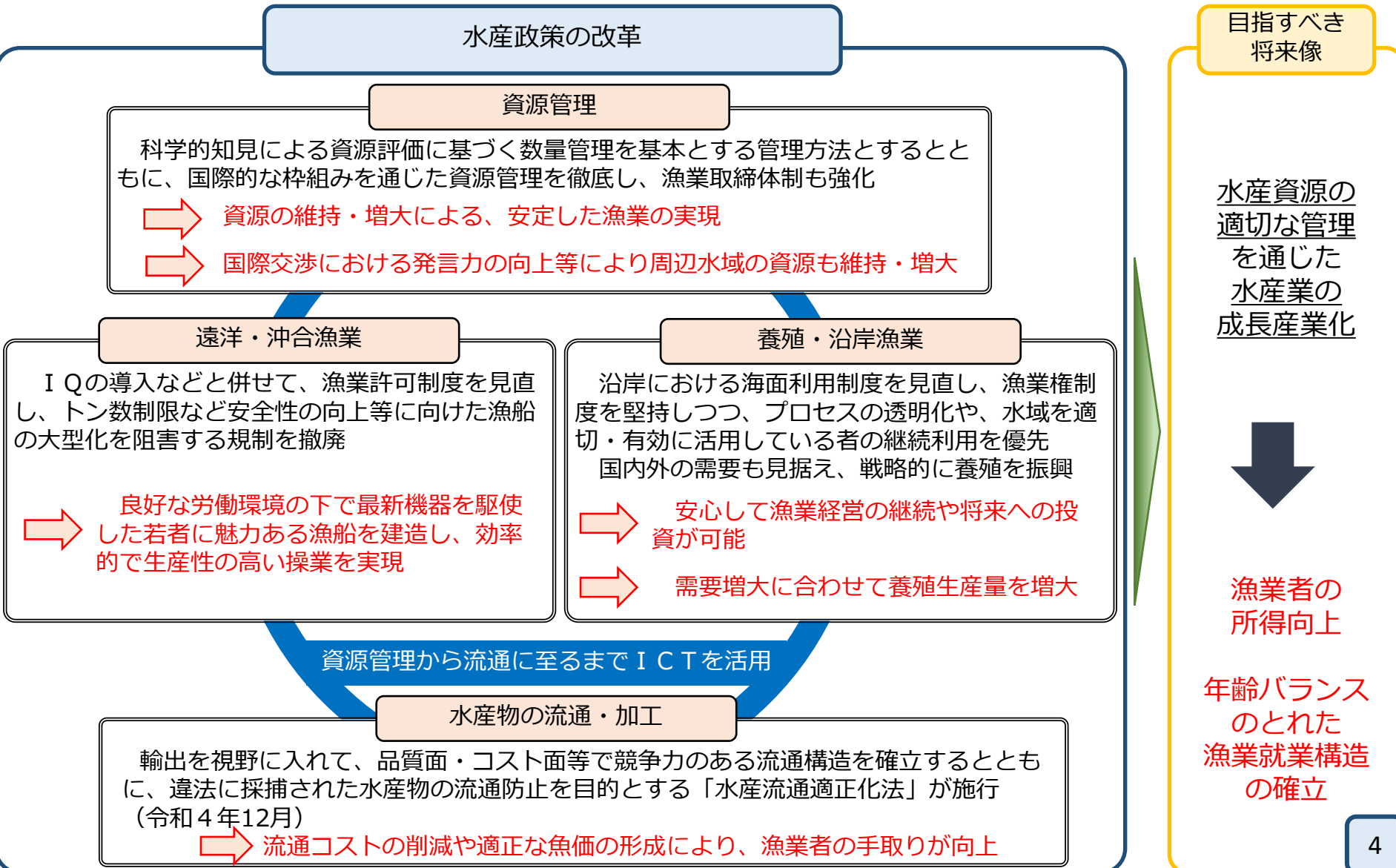
改正漁業法について、国会における審議

平成30年12月8日

改正漁業法成立 (同年12月14日公布、令和2年12月1日施行)

水産政策の改革の全体像

- 水産資源の適切な管理を通じて水産業の成長産業化を実現し、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を実施。



漁業法等の一部を改正する等の法律の概要（平成30年12月）

- 適切な資源管理を通じて水産業の成長産業化を実現させるため、漁業法等を改正し、資源管理措置、漁業許可、免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直し。

I 漁業法の改正（※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を漁業法に統合）

（1）新たな資源管理システムの構築

科学的な根拠に基づき目標設定、資源を維持・回復

【資源管理の基本原則】

- ・ 資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量（TAC）による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本。
- ・ TAC管理は、個別の漁獲割当て（IQ）による管理が基本（IQが整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理）

【漁獲可能量（TAC）の決定】

- ・ 農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定。

【漁獲割当て（IQ）の設定】

- ・ 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定。

（2）漁業許可制度の見直し

競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現

- ・ 漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し。
- ・ 許可体系を見直し、随時の新規許可を推進。
- ・ 許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す。

（3）漁業権制度の見直し

水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施

【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】

- ・ 知事は、計画案について、漁業者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表。海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定。

【漁業権を付与する者の決定】

- ・ 既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許（法定の優先順位は廃止）。

【漁場の適切かつ有効な活用の促進】

- ・ 漁業権者には、その漁場を適切かつ有効に活用する責務を課す。

【沿岸漁場管理】

- ・ 漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入。

（4）漁村の活性化と多面的機能の発揮

国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するよう十分配慮。

（5）その他

- ・ 海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする性質を維持。漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し。
- ・ 密漁対策のための罰則を強化。

II 水産業協同組合法の改正

水産改革に合わせた漁協制度の見直し

販売の窓口の役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。

資源管理関係

「水産政策の改革について」

(平成30年6月 「農林水産業・地域の活力創造プラン」) の関連部分【ポイント】

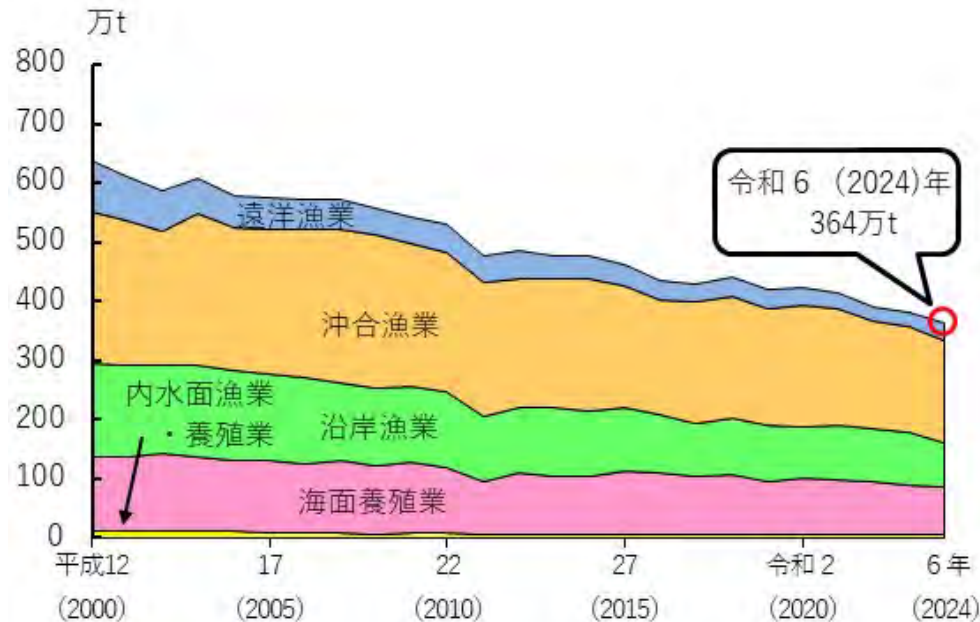
1 新たな資源管理システムの構築

資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする。

- 資源評価対象魚種は、原則として有用資源全体をカバー
- 調査体制を抜本的に拡充。また、操業時の各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用
- 主要資源ごとの資源管理目標として、最大持続生産量（MSY）が得られる資源水準としての「目標管理基準」を設定。併せて、乱獲を防止するために資源管理を強化する水準として「限界管理基準」を設定
- 毎年度の漁獲可能量（TAC）を設定。TAC対象魚種は、順次拡大し、早期に漁獲量ベース（※）で8割に拡大（※国際的な枠組みで管理される魚類等、貝類・藻類・うに類、海産ほ乳類は除く）
- 個別割当（IQ）を、大臣許可漁業を始めとして準備が整ったものから順次導入

現状と課題

- 従前の日本の公的規制は、漁船の隻数やトン数の制限(インプットコントロール)と漁具等の制限(テクニカル・コントロール)が中心。一方、漁獲能力の向上により、これらを順守していても漁獲の強さが過剰になってしまうおそれがある。
- 我が国においては、漁獲量が長期的に減少傾向にあるという課題に直面しており、その要因は、海洋環境の変化や、周辺水域における外国漁船の操業活発化等、様々な要因が考えられるものの、より適切に資源管理を行っていれば減少を防止・緩和できた水産資源も多いと考えられる。
- このため、改正後の漁業法においては、資源管理はTACによる管理を基本としつつ、漁業時期又は漁具の制限その他の手法による管理を合せて行うこととされた。
- 令和7年度までに、漁獲量ベースで8割の資源でTAC管理を開始することを目指す。



資料: 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注: 漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」について、平成18(2006)年までは、動力漁船のトン数等を基準に区分しており、平成19(2007)年以降漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19(2007)~22(2010)年までの数値は推計値となっている。平成23(2011)年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

漁業法に基づく資源管理の流れ

【 資源調査 】

(行政機関／研究機関／漁業者)

○漁獲・水揚げ情報の収集

- ・ 漁獲情報 (漁獲量、努力量等)
- ・ 漁獲物の測定 (体長・体重組成等)

○調査船による調査

- ・ 海洋観測 (水温・塩分・海流等)
- ・ 仔稚魚調査 (資源の発生状況等) 等

○海洋環境と資源変動の関係解明

- ・ 最新の技術を活用した、生産力の基礎となるプランクトンの発生状況把握
- ・ 海洋環境と資源変動の因果関係解明に向けた解析

○操業・漁場環境情報の収集強化

- ・ 操業場所・時期
- ・ 魚群反応、水温、塩分等

【 資源評価 】

(研究機関)

行政機関から独立して実施

○資源評価結果 (毎年)

- ・ 資源量
- ・ 漁獲の強さ
- ・ 神戸チャート (※) など

※ 資源水準と漁獲圧力について、MSYを達成する水準と比較した形で過去から現在までの推移を表示したもの

○資源管理目標等の検討材料 (設定・更新時)

1. 資源管理目標の案
2. 目標とする資源水準までの達成期間、毎年の資源量や漁獲量等の推移 (複数の漁獲シナリオ (※) 案を提示)

※ 資源水準の値に応じた漁獲圧力の決定方式

【 資源管理目標 】

(行政機関)

関係者に説明

1. ①MSYを達成する資源水準の値 (目標管理基準値)
②乱かくを未然に防止するための値 (限界管理基準値)
2. その他の目標となる値 (1. を定めることができないとき)

【 漁獲管理規則 (漁獲シナリオ) 】

(行政機関)

関係者の意見を聴く

【 操業 (データ収集) 】

(漁業者)

○漁獲・水揚げ情報の収集

- ・ ICTを活用した情報収集



【 管理措置 】

関係者の意見を聴く

TAC・IQ

- ・ TACは資源量と漁獲シナリオから研究機関が算定したABCの範囲内で設定
- ・ 漁獲の実態を踏まえ、実行上の柔軟性を確保
- ・ 準備が整った区分からIQを実施

資源管理協定

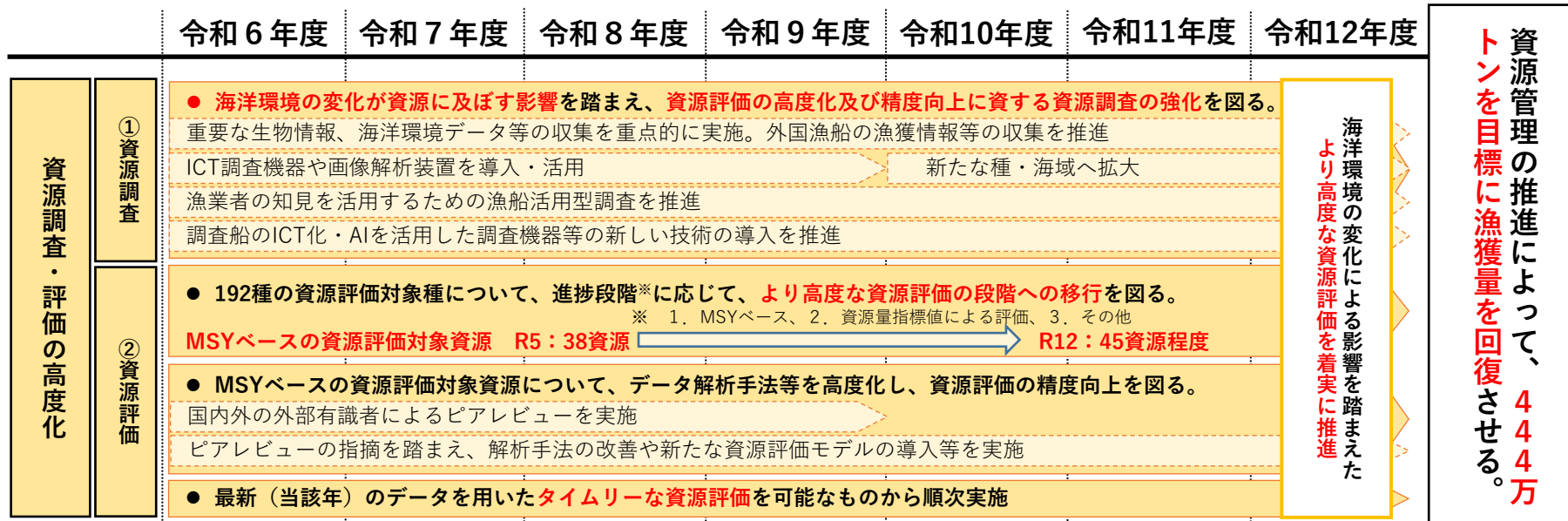
- ・ 自主的資源管理の内容は、資源管理協定として、都道府県知事の認定を受ける
- ・ 取組内容の実践と効果の検証を通じ資源管理目標の達成を目指す

資源管理の推進のための新たなロードマップ（1 / 3）

● 令和2年9月、水産庁は、令和5年度までの当面の目標と具体的な工程を示したロードマップを策定し、数量管理を基本とする改正漁業法に基づく資源管理を推進してきた。その結果、令和5年度末までで以下の成果を得るなど、一定の基盤が概ね整ってきた。

- ① 資源評価対象種を192種まで拡大
- ② 500市場以上で産地水揚げ情報の電子収集体制を構築
- ③ 漁獲量ベースで65%をTAC管理
- ④ 大臣許可漁業の11漁法・資源でQ管理を導入
- ⑤ 全ての資源管理計画を資源管理協定に移行

● 一方で、同時に、今後、解決を要する様々な課題も浮かび上がってきたところであり、こうした状況等を踏まえ、令和6年3月、令和6年度からは、資源管理の高度化・安定化等を図る新たなフェーズへと移行し、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進め、令和12年度に漁獲量を444万トンまで回復させることを目指すための新たなロードマップを策定・公表した。



資源管理の推進のための新たなロードマップ（2 / 3）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進	資源拡大 TAC	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度までに漁獲量ベース（*1）で8割をTAC管理開始 （*1）遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてTAC導入を推進（関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、TAC導入を進める。） 							MSYベースの資源評価が行われている資源の6割以上について、その資源量をMSY水準以上にする。
	TAC管理の運用改善等	<ul style="list-style-type: none"> TAC導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、TAC管理を円滑に進める上での課題（混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など）について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る <ul style="list-style-type: none"> * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のTAC資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するRFMOにおける協議や協力を推進 TAC導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 							
	国際資源	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時TAC導入を進めるとともに、国内におけるTACその他の資源管理措置の遵守を確保 クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 <ul style="list-style-type: none"> 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け 							
IQ管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> IQ導入後の実施状況等を検証し、移転手続の簡素化など運用面の課題について解決を図る。 関係漁業者との調整の下、船舶の規模や船型、漁法等の見直しを図るなど、IQの効果的な活用を推進 								IQ管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	<ul style="list-style-type: none"> 大臣許可漁業におけるIQ管理を拡大するとともに、沿岸漁業においてもIQ的な数量管理が行われているものは、資源管理協定の管理措置に位置づけて実施（資源、地域によって漁業法に基づくIQ管理に移行） 								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	協定を公表	<ul style="list-style-type: none"> 効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドラインを作成 効果の検証及び取組内容の改良結果を公表 優良事例の共有・横展開を促進 							実効性のあるより効果的な自主的資源管理を実現
	<p>資源管理協定の取組を実践（履行・検証・改良のPDCAサイクルの実施）</p> <p>取組を実践</p> <p>履行確認</p> <p>取組内容を改良</p> <p>効果の検証</p> <p>取組内容を改良</p> <p>効果の検証</p> <p>検証の結果、効果ありと判断された協定の割合 7割 → 8割</p>								

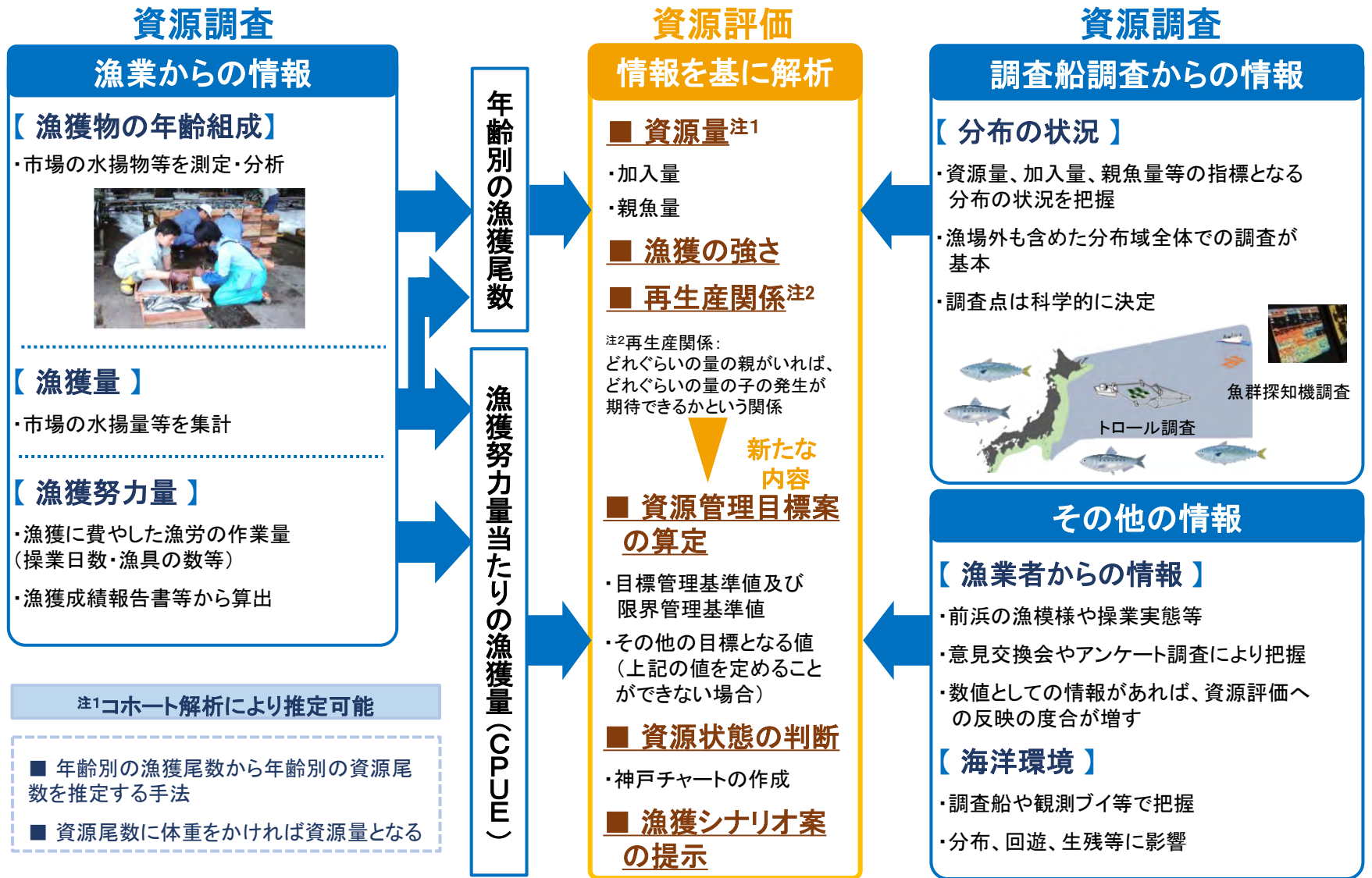
資源管理の推進によって、444万トンを目標に漁獲量を回復させる。

資源管理の推進のための新たなロードマップ（3 / 3）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
遊漁の管理の推進	クロマ	● 令和3年度から実施している現行措置を強化（報告期限の短縮等）		● 管理の高度化を推進（届出制の導入等の検討）		● 管理の運用状況や定着の程度を踏まえつつ、本格的なTACによる数量管理への移行を推進		
	クロマ以外	● 漁業におけるTAC化の進展等に応じ、遊漁においても採捕されている資源のうち、実態把握等の優先度が高いものについて、採捕量等の情報収集・推計を推進。また、遊漁の管理手法の検討・試行を推進						
DX推進による業務の効率化	● 現場の漁獲報告の負担感を軽減するデジタル化を推進		技術（AI等）や方法の検討・開発、制度運用の検討・改善を推進		報告に活用するための現場実装を推進			報告の負担軽減やデータ利活用の推進により、評価の精度向上や管理の業務効率化を実現
	漁獲情報のワンスオンリー※に向けたデータ活用や収集体制を検討		※同じ情報を二度提出させない		漁獲情報等を評価・管理等の多様な目的に利用できる体制の構築を推進			
	● データ収集・管理を行う水産庁行政システムを高度化		TAC管理等に必要な漁船・許可情報の一元管理システムを構築		20都道府県以上で利用		全ての沿海都道府県で利用	
		IT環境の進展に伴う新たな資源評価のためのシステムに移管				資源評価実施機関で利用		

資源管理の推進によって、444万トンを目標に漁獲量を回復させる。

資源評価はどのように行うのか（資源量が推定できる場合の例）



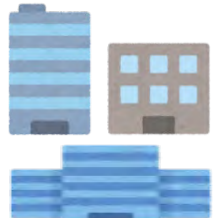
資源調査・評価の充実（資源評価対象種の拡大①）

- 平成30年度まで、資源評価は50種（国際資源として別途評価されているサンマとクロマグロを除く。）を対象に実施してきた。
- 漁業法は、「農林水産大臣は、資源評価を行うに当たっては、全ての種類の水産資源について評価を行うよう努めるものとする」と規定（法第9条第4項）。
- これを受け、令和3年度までに資源評価対象種を192種277資源に拡大したところであり、それ以降もデータの蓄積と資源評価精度の向上を図っているところ。（参考：米国は364資源、EUは226資源を評価）

<資源評価を行う水産資源の条件>

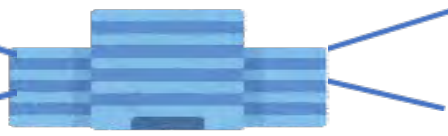
1. 平成30年度までは、広域に分布するものを中心として資源評価を実施。
2. 法改正以降、以下の条件に合うものから順次調査・評価を開始。
 - ① 都道府県から要望を受けた水産資源
 - ② 大臣許可漁業の対象水産資源
 - ③ 広域で漁獲されている水産資源
 - ④ 広域で種苗放流されている水産資源
 - ⑤ 一般に流通している水産資源
 - ⑥ 資源評価に利用できる情報の収集が見込まれる水産資源

都道府県研究機関



水産機構支所

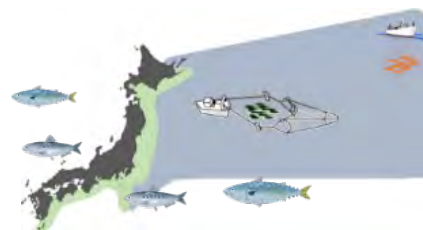
水産資源研究センター



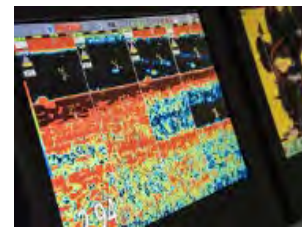
大学等
研究機関



水産資源研究センター（水産機構）と都道府県研究機関や大学等との連携を強化



トロール調査



魚群探知機調査



調査船調査



無人調査機
（ROV・AUV等）



市場調査

資源調査、評価の充実（資源評価対象種の拡大②）

- 令和元年度は、これまで県が主体となり実施していた水産資源のうち、平成30年度の資源評価対象種に含まれない17種を加え、資源評価対象種を67種122資源に拡大。
- 令和2年度は、①県から要望を受けた31種、②大臣許可漁業の主な対象である15種、④広域で種苗放流されている6種の合計52種について調査を開始し、119種196資源に拡大。
- 令和3年度は、条件に合う水産資源の中から73種を選定、調査を開始し、192種277資源に拡大。

平成30年度（計50種88資源）

スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ、ゴマサバ、スルメイカ、ズワイガニ
アオダイ、アカガレイ、アカアマダイ、イカナゴ、イカナゴ類、イトヒキダラ、ウマヅラハギ、ウルメイワシ、エソ類、オオヒメ、カタクチイワシ、カレイ類、キアンコウ、キダイ、キチジ、キンメダイ、ケンサキイカ、サメガレイ、サワラ、シャコ、ソウハチ、タチウオ、トラフグ、ニギス、ニシン、ハタハタ、ハマダイ、ハモ、ヒメダイ、ヒラメ、ブリ、ベニズワイガニ、ホッケ、ホッコクアカエビ、マアナゴ、マガレイ、マダイ、マダラ、マナガツオ類、ムシガレイ、ムロアジ類、ヤナギムシガレイ、ヤリイカ、

令和元年度（計67種122資源）

アイナメ、アカムツ、イサキ、イシガレイ、ウスメバル、ガザミ、キビナゴ、クマエビ、クルマエビ、コウイカ、ツクシトビウオ、ツノナシオキアミ、ハマトビウオ、ホソトビウオ、マコガレイ、マルソウダ、メイタガレイ

令和2年度（計119種196資源）

アオメエソ、アオリイカ、アカカマス、アブラガレイ、イシカワシラウオ、イセエビ、イボダイ、イラコアナゴ、ウチワエビ、エゾイソアイナメ、オニオコゼ、カイワリ、カサゴ、カワハギ、キジハタ、キツネメバル、キントキダイ、クエ、クロザコエビ、クロソイ、クロダイ、ケガニ、コノシロ、サヨリ、サルエビ、シイラ、シログチ、シロサバフグ、シロメバル、ジンドウイカ、スジアラ、スズキ、ソデイカ、タイワンガザミ、チダイ、トゲザコエビ、ハツメ、ババガレイ、ヒレグロ、ホウボウ、ホシガレイ、ホタルジャコ、ボタンエビ、マダコ、マトウダイ、ミギガレイ、ミズダコ、モロトゲアカエビ、ヤナギダコ、ヤマトカマス、ヨシエビ、ヨロイイタチウオ

令和3年度（計192種277資源）

アイゴ、アカエイ、アカエビ、アカガイ、アカシタビラメ、アカマンボウ、アカヤガラ、アサリ、アブラボウズ、アラ、アンコウ、イイダコ、イシガキダイ、イシダイ、イトヨリダイ、イヌノシタ、ウバガイ、ウミタナゴ、エゾアワビ、エゾボラモドキ、エッチュウバイ、カガミダイ、カナガシラ、カミナリイカ、カンパチ、キュウセン、クジメ、クロアワビ、クロウシノシタ、クロガシラレイ、ケムシカジカ、コウライアカシタビラメ、コショウダイ、コブダイ、コマイ、サザエ、シバエビ、シマアジ、ショウサイフグ、シライトマキバイ、シラエビ、シリヤケイカ、シロギス、スナガレイ、スマ、タカベ、タナカゲンゲ、チカメキントキ、トコブシ、トヤマエビ、トリガイ、ナガツカ、ニベ、ネズミゴチ、ノロゲンゲ、ハガツオ、ハマグリ、バラメヌケ、ヒメジ、ヒラツメガニ、ヒラマサ、ホタルイカ、ボラ、マゴチ、マダカアワビ、マナマコ、マハタ、マフグ、マルアジ、メガイアワビ、メジナ、メダイ、ユメカサゴ

以降

調査データの蓄積→評価実施・結果公表 ※データ蓄積を通じ資源評価精度の向上を図る。

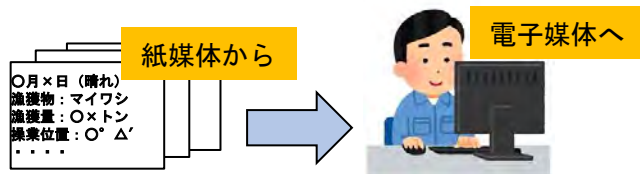
資源調査・評価のための漁獲情報等の収集

- 漁獲情報の収集は、「資源量」と「漁獲の強さ」の客観的な説明、環境変動による資源変動の兆候の把握、取組状況のモニタリングなど、資源評価・資源管理双方にとって重要。
- 漁獲情報等の収集拡大のため、令和5年度までに、次の措置を講じた。
 - ①漁業法において、大臣許可漁業に加え、知事許可漁業にも漁獲実績報告を義務付けるとともに、漁業権漁業についても資源管理や漁場利用の状況報告を義務化し、漁獲情報等のデータ量を拡大（漁業の実態に応じて過度な負担とならないよう留意）
 - ②大臣許可漁業について、現在の漁獲成績報告書を電子化し、リアルタイムの報告を可能とする体制を構築
 - ③主要な漁協・産地市場から、500市場以上で水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築し、資源管理等に活用を開始
- 今後、漁獲情報等を評価・管理をはじめとした多様な目的に利用できる体制の構築を推進。

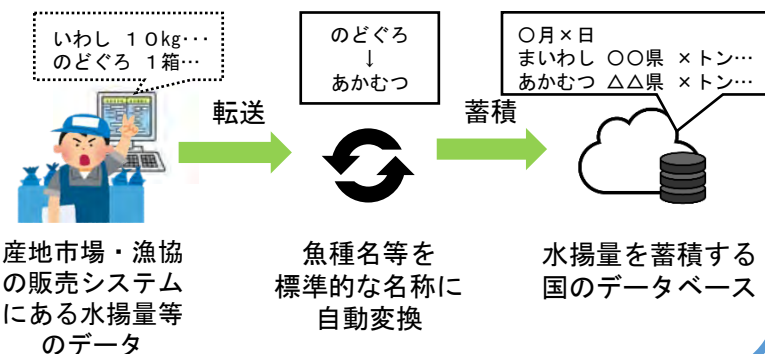
【取組の具体的なイメージ】

電子漁獲報告の実装、普及

- 大臣許可漁業（大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業、北太平洋さんま漁業など）を営む者は、現在、漁獲成績報告書の提出が義務
- 電子による漁獲報告のためのシステム改修を行うとともに、順次、これらを営む漁業者に対しその実装と普及を推進



産地市場・漁協からの水揚げ情報の迅速な収集



国や都道府県の資源評価・資源管理に活用

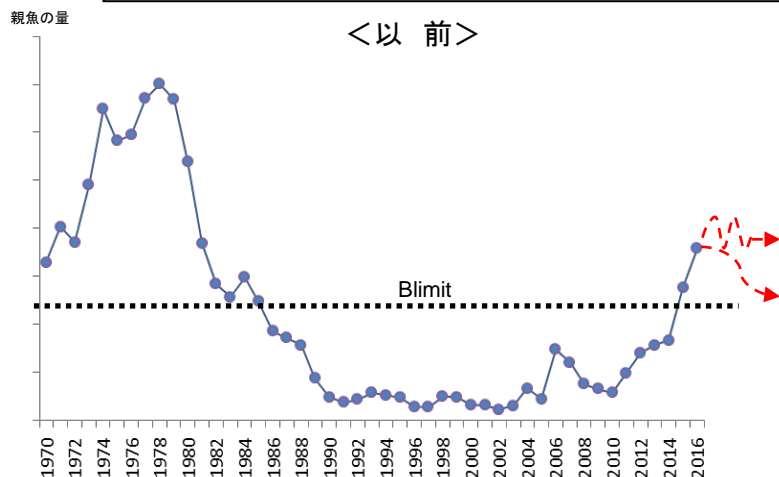
資源管理目標の設定

- 法改正以前は、主要種について、安定した加入が見込める最低限の親魚資源量（Blimit）への維持・回復を目指した管理を実施。
- 改正後の漁業法では持続的な水産資源の利用を確保していくため、大臣の定める資源管理基本方針において
 - ① 目標管理基準値：最大持続生産量（MSY）を達成する資源水準の値
 - ② 限界管理基準値：乱かくを未然に防止するための資源水準の値（これを下回った場合には目標管理基準値まで回復させるための計画（資源再建計画）を定めることとする）
 を設定し、これらを基に管理を実施。
- 目標管理基準値と限界管理基準値を定めることができないときは、資源水準を推定した上で、維持・回復させるべき目標となる資源水準の値を設定。

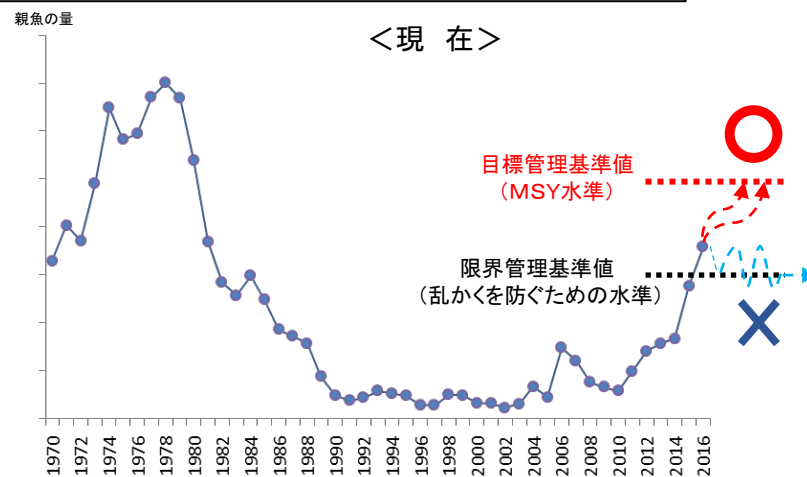
<最大持続生産量(MSY)>

現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量

(現在及び合理的に予測される将来の自然的条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値)



<以前>



<現在>

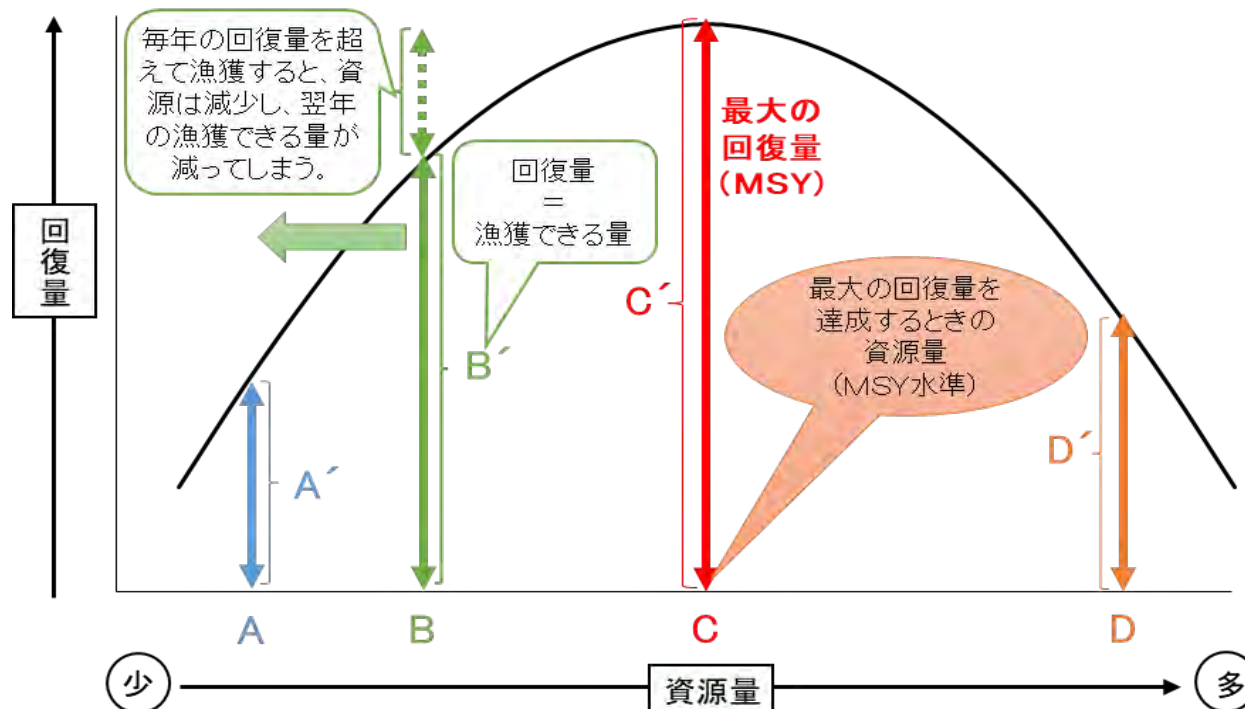
- 基準値を上回った場合に目指す資源水準がない。
- 一時的な水温上昇等の環境要因等により資源量が危険水準まで低下するといった脆弱性を有していた。

- 資源水準をMSYを実現する水準に回復・維持させる目標を設定。
- これにより、資源の状況によっては、短期的に漁獲抑制が必要となる場合もあるが、長期的には資源量の増加、安定した採捕による資源の最大限の有効活用が促進。
- 長期的な漁獲量の予見可能性が高まり、漁業者の長期的経営計画の策定が可能となる。

最大持続生産量 (MSY : Maximum Sustainable Yield)

- 漁業法では、MSYは、「現在及び合理的に予測される将来の自然条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値」と定義。
- 水産資源は再生可能であり、漁業活動によって減少しても元に戻ろうとする力が働く。元に戻る量(回復量)と同じ量だけ採捕すれば、資源は持続的に利用することができる。
- 回復量は、資源量の増大に伴い増加するが、ある程度以上の水準になると生息域や餌の競争等により減少する。
- 資源量を回復量が最大となる水準に維持し、又は回復することで「最大の漁獲(MSY)」を続けることが可能となる。

【資源量と回復量の関係】



MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進（従来のTAC資源）

- 漁業法では、「資源管理はTACによる管理を行うことを基本とする」と規定（第8条第1項）。
- 従来のTAC資源については、以下のプロセスにより、令和3年漁期から（サバ類については先行的に令和2年漁期から、スルメイカについては令和4年漁期から）MSYベースの管理※へ移行した。

※ 国際機関で管理されているものは、当該機関の決定に基づく。

【資源管理の流れ】

- 1 水産機構は、資源ごとに、
 - ① MSYを達成するために必要な「資源量」と「漁獲の強さ」を算出し、
 - ② それらと現在の「資源量」と「漁獲の強さ」を比較した評価（神戸チャート）を行うとともに、
 - ③ MSYを達成させるための管理方法の検討を行う材料（資源管理目標と漁獲シナリオ）を提供

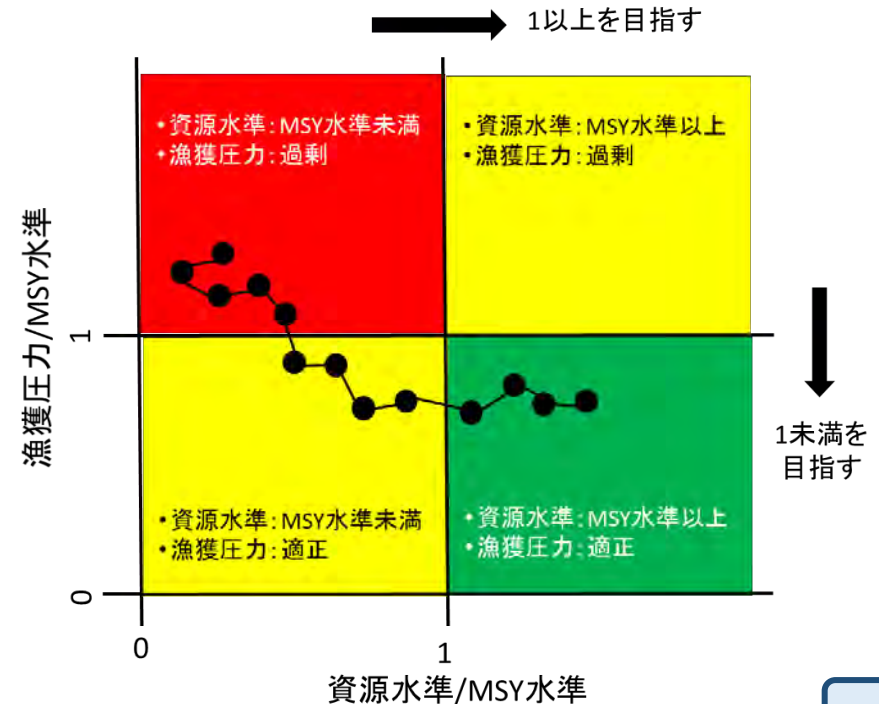
2 ステークホルダー会合の結果を踏まえ、資源管理目標と漁獲シナリオを決定

3 資源量と漁獲シナリオから研究機関が算定した生物学的許容漁獲量（ABC）の範囲内でTACを設定

【神戸チャート*】

我が国の資源評価は、従来は資源量だけだったが、漁獲の強さを加えたので、MSYを達成する水準との関係を図示した神戸チャートが描けるようになった。

* 資源の状態と漁業の状態の過去からの推移を分かりやすく可視化するために作成されたグラフ。この名称は、2007年に神戸で開催された「第1回まぐろ類地域漁業管理機関合同会合」に由来。



T A C 管理の推進（T A C 資源拡大）

- T A C 管理については、令和 6 年 3 月に策定した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に従い、令和 7 年度までに漁獲量ベース（※）で 8 割の状態を目指すこととしている（令和 8 年 4 月現在 7.7 割に到達）。
- 引き続き T A C 導入は、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じて推進。関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、管理の段階的導入（ステップアップ方式）により課題解決を図りながら進めていく。

（※）遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。

【T A C 資源拡大の進捗状況（令和 2 年以降）】

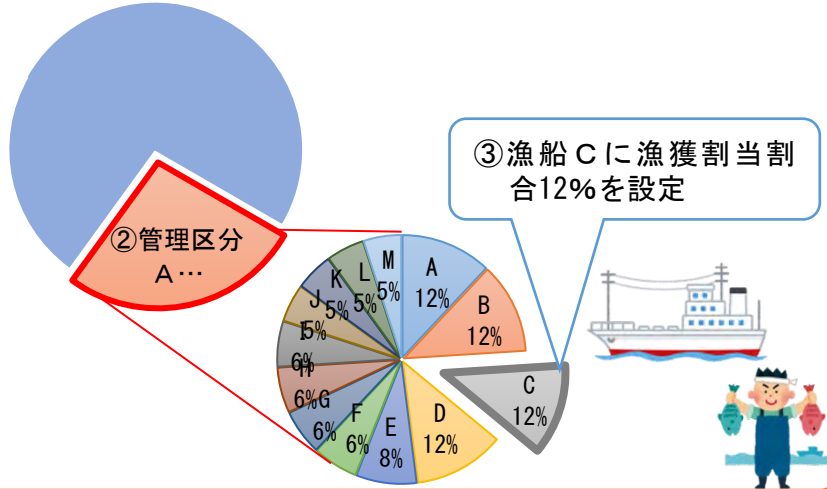
TAC管理の開始時期	水産資源
令和 6 年 1 月から開始	かたくちいわし対馬暖流系群
	うるめいわし対馬暖流系群
令和 6 年 7 月から開始	まだら本州太平洋北部系群
	まだら本州日本海北部系群
	まだら北海道太平洋
	まだら北海道日本海
令和 7 年 1 月から開始	かたくちいわし太平洋系群
	かたくちいわし瀬戸内海系群
	まだい日本海西部・東シナ海系群
令和 7 年 4 月から開始	ぶり
令和 7 年 9 月から開始	べにずわいがに日本海系群(知事許可水域)
	べにずわいがに日本海系群(大臣許可水域)

I Q 管理の推進

- 漁業法は、TACによる管理はI Q（漁獲割当て）により行うことを基本とすると規定。
- このため、大臣許可漁業については、TAC資源を主な漁獲対象とする大臣許可漁業にI Q管理を導入。
- 沿岸漁業においても、I Q的な数量管理が行われているものについては、資源管理協定の管理措置に位置づけるとともに、TAC資源については、資源、地域によって漁業法に基づくI Q管理への移行を目指す。

漁獲割当割合の設定（有効期間は5年が基本）

①20XX年のTAC：3,000トン



年次漁獲割当量の設定（管理年度ごと）

①20XX年のTAC：3,000トン

②管理区分Aへの配分量：800トン

$800 \times 12\%$

③漁船Cの漁獲割当割合：12%

漁船Cの20XX年の年次漁獲割当量（I Q）：96トン

第8条第2項 漁獲可能量による管理は、管理区分ごとに漁獲可能量を配分し、それぞれの管理区分において、その漁獲可能量を超えないように、漁獲量を管理することにより行うものとする。

同第3項 漁獲量の管理は、それぞれの管理区分において、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等（船舶その他の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備をいう。以下同じ。）ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てること（以下この章及び第43条において「漁獲割当て」という。）により行うことを基本とする。

漁業法に基づく資源管理における自主的な管理①

[法改正前までの自主的な管理と法改正後の体制]

- 法改正前までの自主的な資源管理の取組は、国や都道府県が「資源管理指針」を作成し、これに基づき、関係漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する体制をとってきた。
- 改正後の漁業法においては、公的規制か自主的管理かを問わず、資源管理に関する基本的な事項を資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に定めることとした。
- 令和5年度末で移行が完了したことをもって、資源管理指針・計画体制は廃止。

- 沿岸漁業において、生産量は漸減傾向にあり、効果的な資源管理の取組が急務。
- 特に沿岸漁業においては、関係漁業者間の話し合いにより実態に即した形で様々な自主的な管理が行われてきており、法改正後の体制においても、引き続き、重要な役割を担う。

<<法改正前>>

国や都道府県の資源管理指針

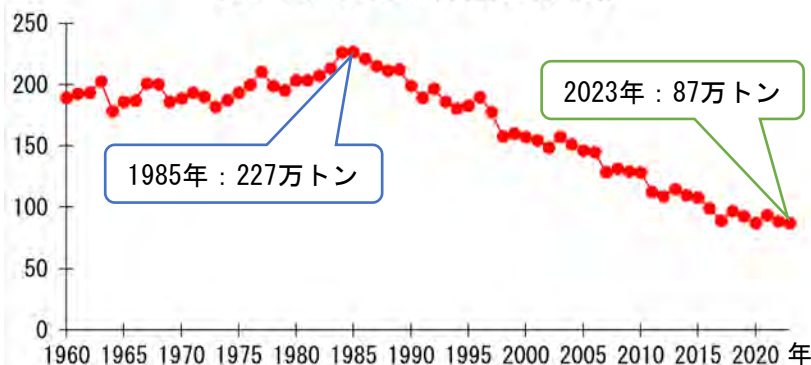
資源管理計画
(自主的措置)

<<法改正後>>

資源管理基本方針・都道府県資源管理方針

◎資源管理協定

【沿岸漁業の漁獲量の推移】



注：2010年に統計区分が変更され、以降、10トン未満の小型底曳き網漁業や沿岸いか釣り漁業などの沿岸漁業の一部の数量が含まれていないことに留意。
(出典) 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

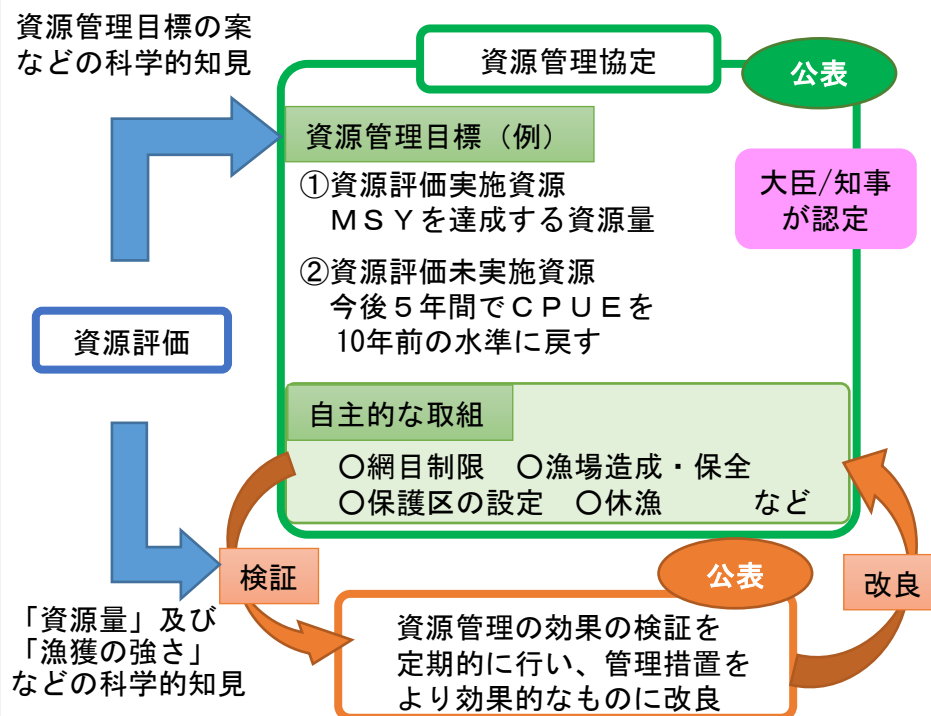
漁業法に基づく資源管理における自主的な管理②

[資源管理協定の下での資源管理の充実]

- 特に非TAC資源の管理については、「資源管理協定」の活用を図る。
 - ① 「資源管理協定」を策定する際には、
 - ア 資源評価※対象種については、資源評価結果に基づき、資源管理目標を設定する。

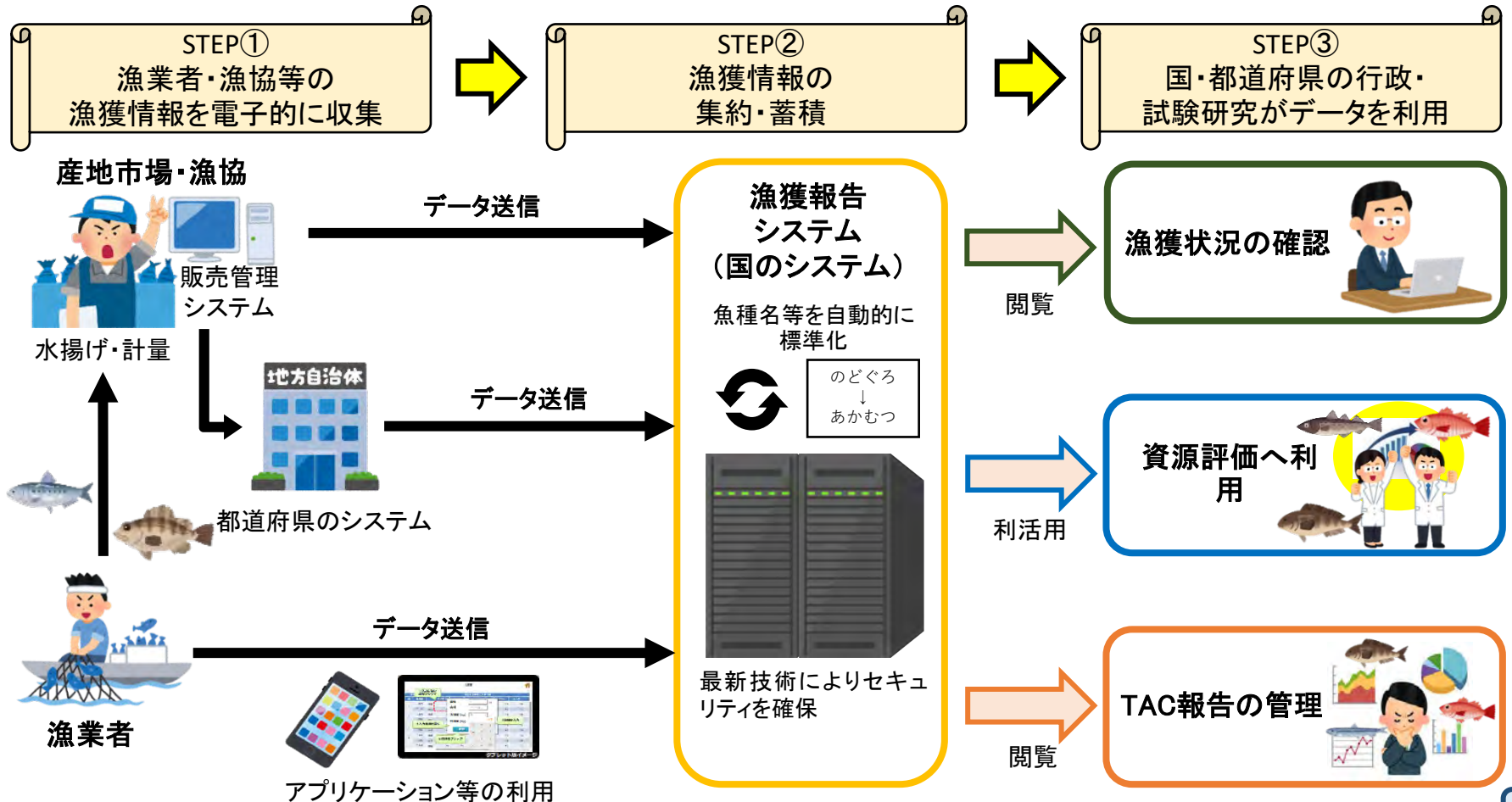
※ 資源評価は、水産機構や県水試、大学等の関係研究機関が参画して実施され、様々な漁業関連データや資源調査などの科学的知見に基づく。
 - イ 資源評価が未実施のものについては、報告された漁業関連データや県水試などが行う資源調査を含め、利用可能な最善の科学情報を用い、資源管理目標を設定する。
 - ② 「資源管理協定」は農林水産大臣又は都道府県知事が認定し、公表する。
 - ③ 資源管理の効果の検証を定期的に行い、これにより取組内容をより効果的なものに改良していく。検証結果は公表し、透明性の確保を図る。
- 「資源管理協定」に参加する漁業者は、漁業収入安定対策に加入できることとされている。

【非TAC資源に係る自主的な資源管理のイメージ】



資源評価・資源管理の高度化に向けた電子的情報収集体制の整備

- 改正漁業法に基づく漁獲報告について、生産現場の事務的な負担を軽減しつつ報告を可能とし、報告で得られた水揚げ量等の各種データを資源評価等へ利用できる電子的情報収集体制の整備を推進。
- 主要な漁協・産地市場等から、400市場以上を目途に各種データを収集するための体制整備を実施し、令和6年度末までに計644市場の電子的な情報収集体制を構築した。



漁業許可関係

「水産政策の改革について」

(平成30年6月 「農林水産業・地域の活力創造プラン」) の関連部分【ポイント】

3 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

- 沿岸漁業との調整を進めつつ、I Q導入など条件の整った漁業種類については、トン数制限など安全性の向上等に向けた漁船の大型化を阻害する規制を撤廃
- 漁業許可を受けた者には各種報告を義務付けるとともに、資源管理を適切に行わない漁業者・生産性が著しく低い漁業者に対する改善勧告・許可の取消し

漁業許可制度の概要

- 漁業許可制度は、漁業調整等のため、特定の漁業を営むに当たって、農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければ、当該漁業を営んではならない制度。
- 漁船や漁業者が減少し、漁業の生産性を高めることが急がれる中で、生産コストの削減、安全性・居住性・作業性の向上、漁獲物の鮮度保持等といった漁船漁業の競争力の強化が重要。
- 改正漁業法では、大臣許可漁業の適格性要件に生産性を加えるとともに、一斉更新をやめ、既存の大臣許可漁業者については継続して許可しつつ、新規に許可を行う場合には、必要に応じて随時、公示による許可をすることが可能となった。

操業の効率化

○ かつお一本釣り漁船（静岡県）

- 漁獲能力を向上させずに漁船総トン数を499トンから599トンに増加。
- 省エネ設備の導入や魚倉容積・燃油積込量の増大により長期航海が可能、操業が効率化。
- 機械室を拡大し、作業スペースが増大し、これに伴いメンテナンス作業が低減。



機能・安全性の向上

○ 沖合底びき網漁船（宮城県）

- 漁獲能力を向上させずに漁船総トン数を75トンから105トンに増加。
- 冷海水装置、海水滅菌装置を設置したことにより、漁獲物の鮮度保持機能が向上。
- 船体の大型化により復原性が向上し、波除板の設置により甲板作業時の安全性を確保。



漁業許可（漁船のトン数制限）

- 漁業の許可に当たり、総漁獲量をコントロールする目的で、事前に漁業毎に漁船の総トン数（＝漁船の大きさ）と総トン数別の隻数等を定めている漁業種類がある。
- 今後、操業期間の制限等により、国が責任を持って資源管理の実施、紛争防止を確認した上で、漁獲量の相当部分にIQが導入された漁船については、船舶の規模に関する制限措置を定めないものとする。（知事許可も準用）

＜従来の漁業別の総トン数＞

▼大臣許可漁業

- ・ 沖合底びき網漁業（15～192トン）
- ・ 以西底びき網漁業（162～164トン）
- ・ 大中型まき網漁業（18～980トン）
- ・ かつお・まぐろ漁業（120～600トン）
- ・ 北太平洋さんま漁業（11～199トン）
- ・ いか釣り漁業（144～499トン）
- ・ ずわいがに漁業（14～113トン）
- ・ 東シナ海等かじき等流し網漁業（19～199トン）
- ・ 東シナ海はえ縄漁業（15～19トン） 他

注1：括弧内は実操業船のトン数規模 注2：漁業種類によって、トン数階層を細分化

＜トン数制限の性格＞

漁船の漁獲能力の大きさを反映させるものとして船舶の総トン数ととらえ、全体の総トン数と総トン数別の隻数との関連で許可制を運用するという考え方
 （漁船の大きさは、魚倉容積、積載漁具、曳網能力を反映）。

各国の生産性

国名	漁業者数	漁船数	漁業者1人当たり生産量	漁船1隻当たり生産量
	(千人)	(隻)	(トン/人)	(トン/隻)
アイスランド	3.9	1,148	324.5	1,115
ノルウェー	11.2	6,025	237.4	442
スペイン	22.6	8,976	40.8	103
ニュージーランド	2.7	1,168	153.7	349
米国	164	8,623	28.9	549
日本	112	94,916	30.2	35.7

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」（日本の生産量（2018年））、「漁業センサス2018」（漁業者数、漁船数）、OECD「OECD.Stat」（日本以外の漁業者数（2018年）、漁船数（2018年）※一部推計値を含む、米国の漁船数は2017年）、FAO「Fishstat」（日本以外の漁業生産量（2018））

注：日本以外の漁船数は、養殖も含めたものであり、参考値
 日本以外の漁業者数には内水面の漁業者を含む

（参考）省人化が進み居住性も高いノルウェー漁船（出典：ノルウェー漁業省）



海面利用関係

「水産政策の改革について」

(平成30年6月 「農林水産業・地域の活力創造プラン」) の関連部分【ポイント】

4 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し

(1) 養殖・沿岸漁業に係る制度の考え方

- 適切な資源管理等の観点から、漁業権制度を維持
- 養殖業における円滑な規模拡大・新規参入に向けて、漁業権付与に至るプロセスの透明化、権利内容の明確化等を図る

(2) 漁場計画の策定プロセスの透明化

- 県は、海面を最大限活用できるよう留意。可能な場合は、新区画の設定も積極的に推進
- 県は、漁場計画の策定に当たり、新規参入希望者等からの要望聴取・検討結果の公表

(3) 漁業権の内容の明確化

- 県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止
これに代えて、既存漁業者が水域を有効に活用している場合は継続利用を優先し、それ以外の場合は地域の水産業の発展に資するかどうかを総合的に判断することを法定
- 団体に付与する漁業権に係る内部調整(費用徴収含む)は、漁業権行使規則に基づき行う。同規則は、団体のメンバー外には及ばない
- 漁業権者は、各種報告を行うとともに、水域を適切かつ有効に活用していない場合は、改善指導・勧告等

(4) 公的な漁場管理を委ねる制度の創設

- 漁協等が実施している良好な漁場環境の維持などの活動が高い透明性の下で将来にわたって安定的に行われるよう、漁場管理を県の責務とし、県がこれを漁協等に委ねることができる制度を創設
- 委ねられた者は、県の認可を受けた漁場管理規程に基づき実施。費用の使途・積算根拠も漁場管理規程に明示

沿岸漁業の特徴

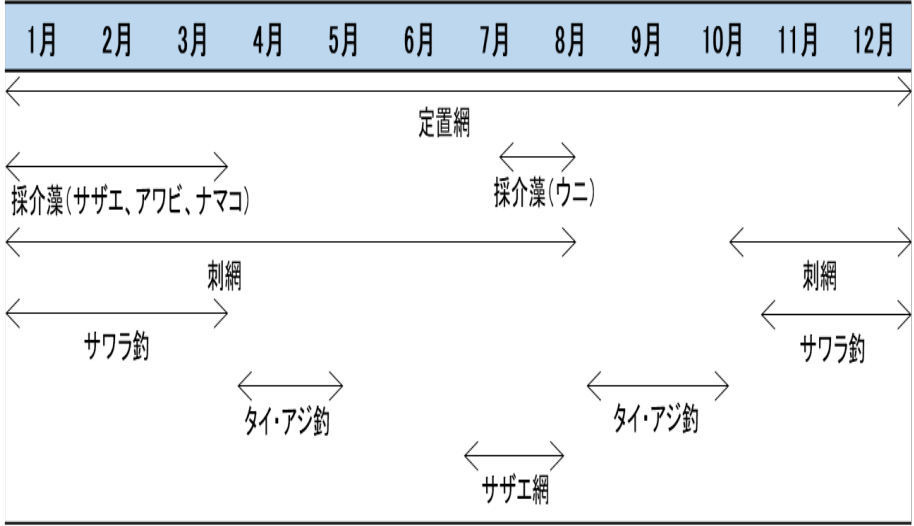
- 沿岸漁業では、多獲性魚種だけでなく、少量だが単価の高い魚種も含め、多種多様な魚種が水揚げ。
- ウニ、アワビ等の磯根資源についても、大きさや操業期間を制限するなどして持続的に利用。
- 沿岸漁業者は、複数の漁業種類を兼業し、対象魚種の来遊状況等に応じて操業を切り替えていることが一般的。

沿岸漁業の操業イメージ

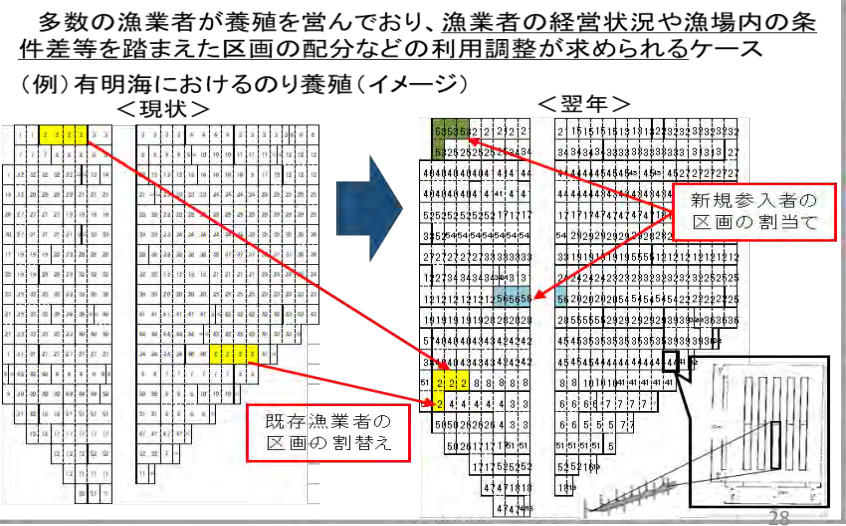


出典：一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター<<http://www.ryoushi.jp/>>を元に水産庁編集

沿岸漁業の操業状況(島根県のAさんの事例)

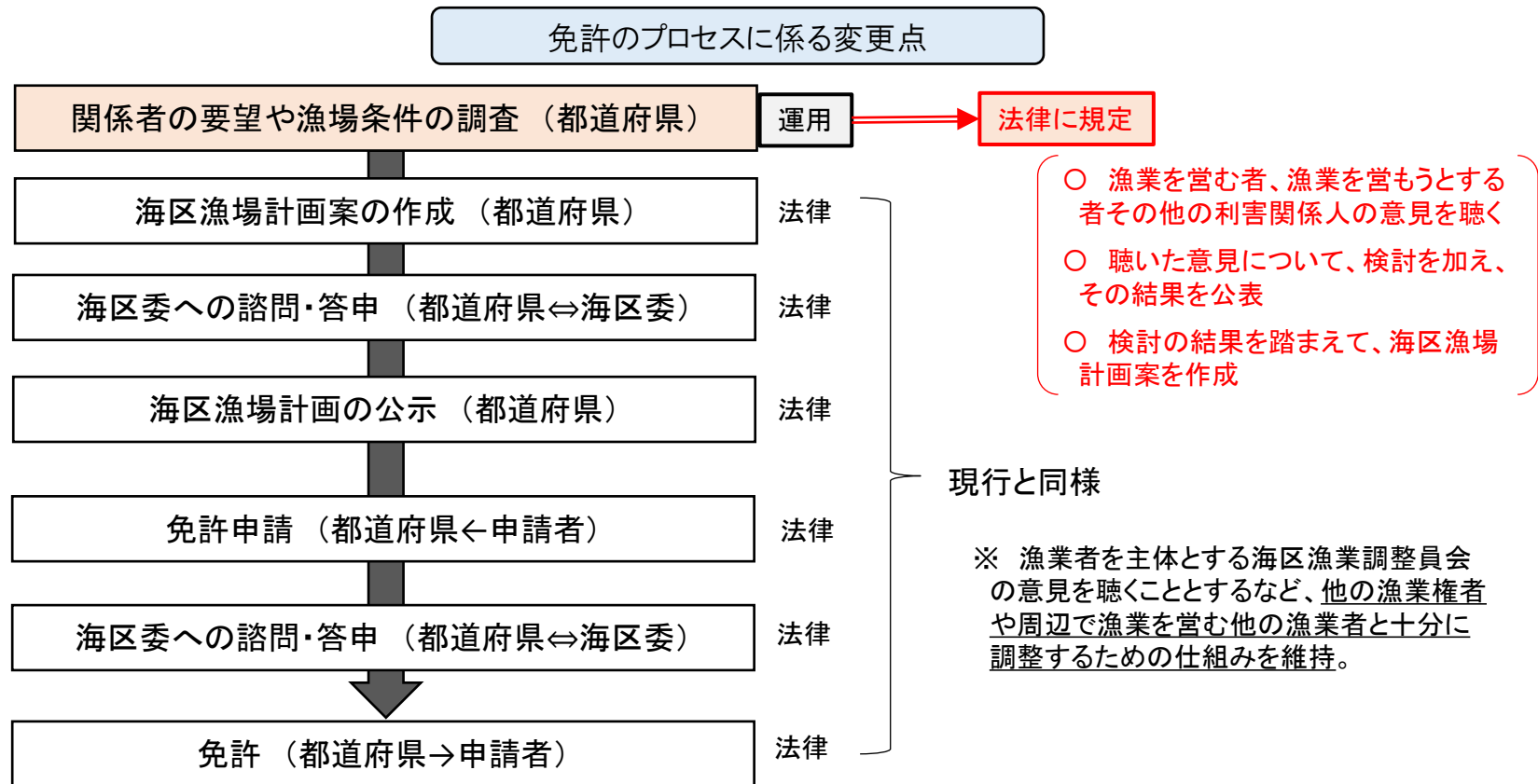


多数の漁業者による養殖事例



海面利用制度（免許までのプロセスの見直し）

- 従来の制度では、都道府県は水面を最大限に活用し、漁業生産力を発展させるため、免許に先立って、関係者の要望や調査を行い、免許の内容等を定めた計画(いわゆる「漁場計画」)案を策定。
- その後、都道府県は海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、決定・公示。
- 漁業法改正により、従来のプロセスを維持した上で、免許のプロセスの透明性を向上させるため、関係者からの要望聴取・その結果の公表を法律で義務づけ。(第64条)



海面利用制度（免許の優先順位の見直し）

- 漁業権は水面を排他的に漁場利用できる権利であり、5年又は10年で有効期間が終了する。有効期間終了後は再度免許申請が必要。
- 従来の制度は、法律で詳細かつ全国一律に免許の優先順位を規定していたため、存続期間満了時に、優先順位のより高い者が申請してきた場合には、既存の漁業権者が再度免許を受けられず、経営の持続性・安定性を阻害する恐れがあった。
- 漁業法改正により、法律で一律に優先順位を定める仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者に優先して免許(第73条)するとともに、新規免許については、地域の水産業に最も寄与する者に付与することになった。

	有効期間	現行	改正前
共同漁業権	10年	漁協(管理)	漁協(管理)
定置漁業権	5年	漁業者 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許 (上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許)	漁業者 ①地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ②地元漁民の7人以上で構成される法人 ③当該海区で同種漁業の経験がある漁業者・漁業従事者 以下14位まで法定
区画漁業権	5年 または 10年	団体漁業権：漁協(管理) 個別漁業権：漁業者 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許 (上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許) ※ 団体漁業権・個別漁業権の別は、海区漁場計画の策定時に、利害関係人等の意見を聴いた上で漁場の活用の現況等を踏まえ決定。	漁業者 (真珠養殖業) ①真珠養殖業の経験がある漁業者・漁業従事者 ②当該海区で真珠養殖業以外の経験がある漁業者・漁業従事者 以下6位まで法定 (真珠養殖業以外) ①当該海区で同種漁業の経験がある地元漁民 ②当該海区では経験がないが同種漁業の経験がある地元漁民 以下36位まで法定
			特定区画漁業権 漁業者間の調整が必要な5養殖業を法定

海区漁業調整委員会、密漁対策関係

「水産政策の改革について」

(平成30年6月 「農林水産業・地域の活力創造プラン」) の関連部分【ポイント】

1 新たな資源管理システムの構築

- 海区漁業調整委員会について、柔軟な委員構成とし、選出方法も見直し

海区漁業調整委員会の概要（改正前）

- 海区漁業調整委員会は、漁業者や漁業従事者が主体となった漁業秩序をつくる観点から設置。
- 漁業権の免許等に係る答申や漁業調整のための漁業者等に対する指示などの法律に基づく権限を有する。

海区漁業調整委員会の設置

海区漁業調整委員会は、海面等について、大臣が定めた海区ごとに設置。

28都府県において1海区、漁業状態の異なる道県では数海区設置され、全国で64海区。

※「海面等」には、海面のほか、海面として指定された琵琶湖等の湖沼を含む。

海区漁業調整委員会の権限

海区漁業調整委員会は、漁業者と漁業従事者が主体となった漁場秩序をつくる観点から、以下の権限を有する。

（主な権限）

- 漁場計画の策定、漁業権の免許、法に基づく資源管理に関する計画の策定等について、知事の諮問機関として、調査審議し、意見をいう
- 漁業調整のために、関係者に対し、漁業の制限・禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をする
- 入漁権の設定、変更、消滅についての裁定を行う
- 土地等の使用について、知事に意見を述べ、当事者間の協議が不調の時は裁定する

漁業調整委員会の構成

海区漁業調整委員会は、漁業者委員、学識経験委員、公益代表委員の計15名から構成。

・漁業者委員 : 9名（海区内に住所を有する漁業者等による選挙により選任）

・学識経験委員・公益代表委員 : 6名（知事により選任）

※ 大臣が指定する海区の委員は10名（漁業者委員6名、学識経験委員・公益代表委員4名）

海区漁業調整委員会（委員構成・選任方法等の見直し）

- 海区漁業調整委員会の漁業者委員の選任は従来公選制としていたが、
 - ① 投票実施率が低い(1割程度)
 - ② 学識経験委員として本来漁業者委員の対象となる漁業者を選任するケースがある
 - ③ 選挙を実施しなくとも選挙人名簿の調製等の行政コストが発生する 等の問題があった。
- このため、漁業者等を主体とする漁業調整委員会の組織・機能を維持した上で、漁業者からの推薦に基づく知事選任制とし、条例で漁業者委員の定数の増減を可能とする。(第137条～第139条)

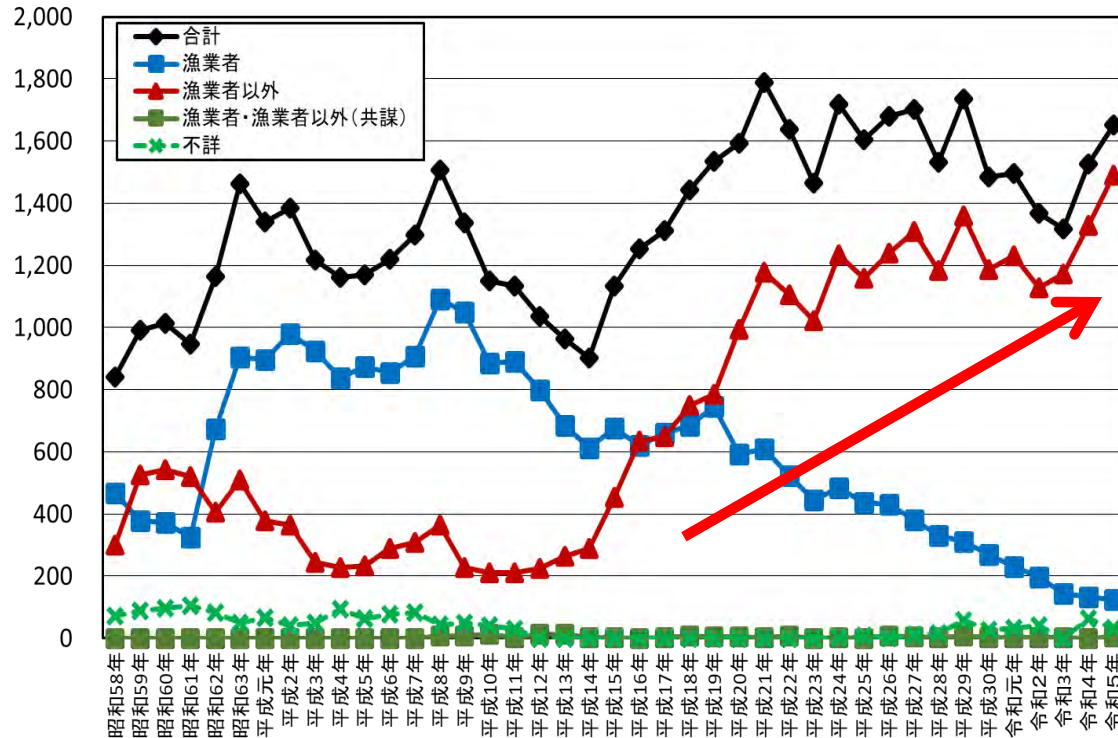
		現行	改正前
権限		<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県資源管理方針の策定、漁場計画の策定、漁業権の免許、沿岸漁場管理団体の指定等について、知事への意見 ○ 漁業調整のための指示 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 漁場計画の策定、漁業権の免許等について、知事への意見 ○ 漁業調整のための指示 等
議事の決定		過半数	過半数
委員構成	総数	15名 (条例により10～20名の間で変更可)	15名(10名)※
	漁業者等委員	過半数 (総数15名の場合、最大13名まで可)	9名(6名)※
	学識経験・中立委員	資源管理・漁業経営に学識経験を有する者 利害関係を有しない者は必須	6名(4名)※ <small>※ 括弧内は大臣が指定する海区の人数</small>
委員の選任方法	漁業者等委員	知事選任 (議会の同意)	公選
	学識経験・中立委員	知事選任 (議会の同意)	知事選任

漁業者団体等からの推薦や選定委員会の設置等により、漁業の実態に合った委員を高い公平性・透明性の下で選任

密漁の現状

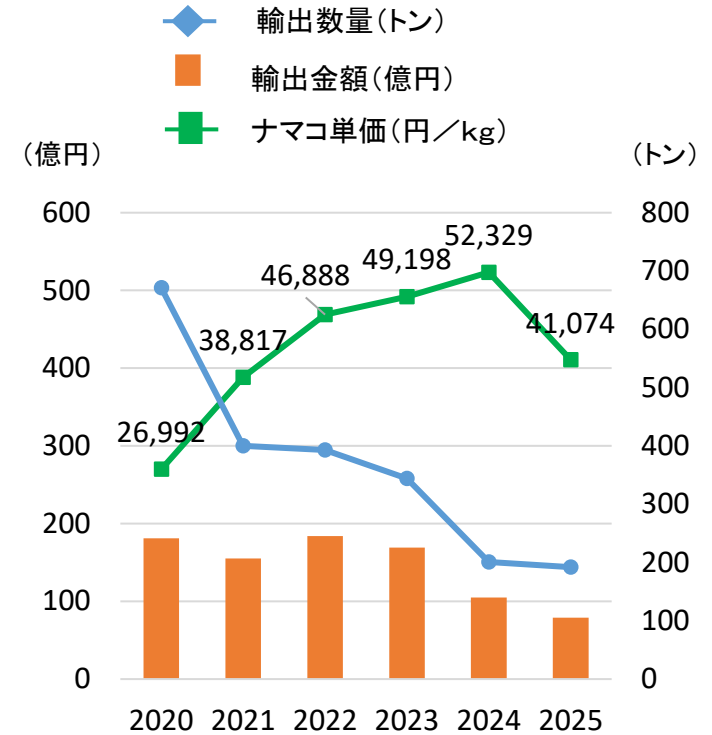
- 近年、漁業関係法令違反の検挙件数のうち、漁業者(許可を受けて操業する者等)による違反操業が減少している一方で、漁業者以外(いわゆる遊漁者や繰り返し違反する者等)による密漁が増加し、反社会勢力等による密漁は悪質・巧妙化。
- 海外での需要を背景にナマコが高価格で取引され、輸出品目であるナマコ等の密漁が問題化。

■ 違反者区分別の検挙件数の推移(海面)



出典: 沿岸海域等における水産動植物の採捕に係る
漁業関係法令違反等の状況調査(水産庁)

■ ナマコ調製品の輸出額及び輸出品量の推移



出典: 財務省「貿易統計」

罰則の強化

- このような密漁の発生状況を踏まえ、犯罪者に対して効果的に不利益を与え、密漁の抑止を図るため、特定の水産動植物(ナマコ、アワビ、うなぎの稚魚)を採捕する者への罰則を新設するなど、罰則を強化。

【概要】

- ✓ 採捕禁止違反の罪、密漁品譲受等の罪を新設
- ✓ 無許可漁業等の罪について罰則を引上げ
- ✓ 漁業権侵害の罪について罰則を引上げ

採捕禁止違反の罪
密漁品譲受等の罪

無許可漁業等の罪

漁業権侵害の罪

3年／200万円

20万円

3年／**3,000万円**

3年／**300万円**

100万円

※法定刑は拘禁刑又は罰金

個人に対する罰金の最高額

【効果的な密漁対策】

- ・3,000万円という罰金額は、個人に対する最高額の罰金であり、密漁の抑止に極めて大きな効果
- ・悪質な密漁者の検挙に向け、関係機関、関係都道府県の取締機関、漁業関係者等との連携を強化して、今回の改正が効果を発揮するよう努力

養殖業関係

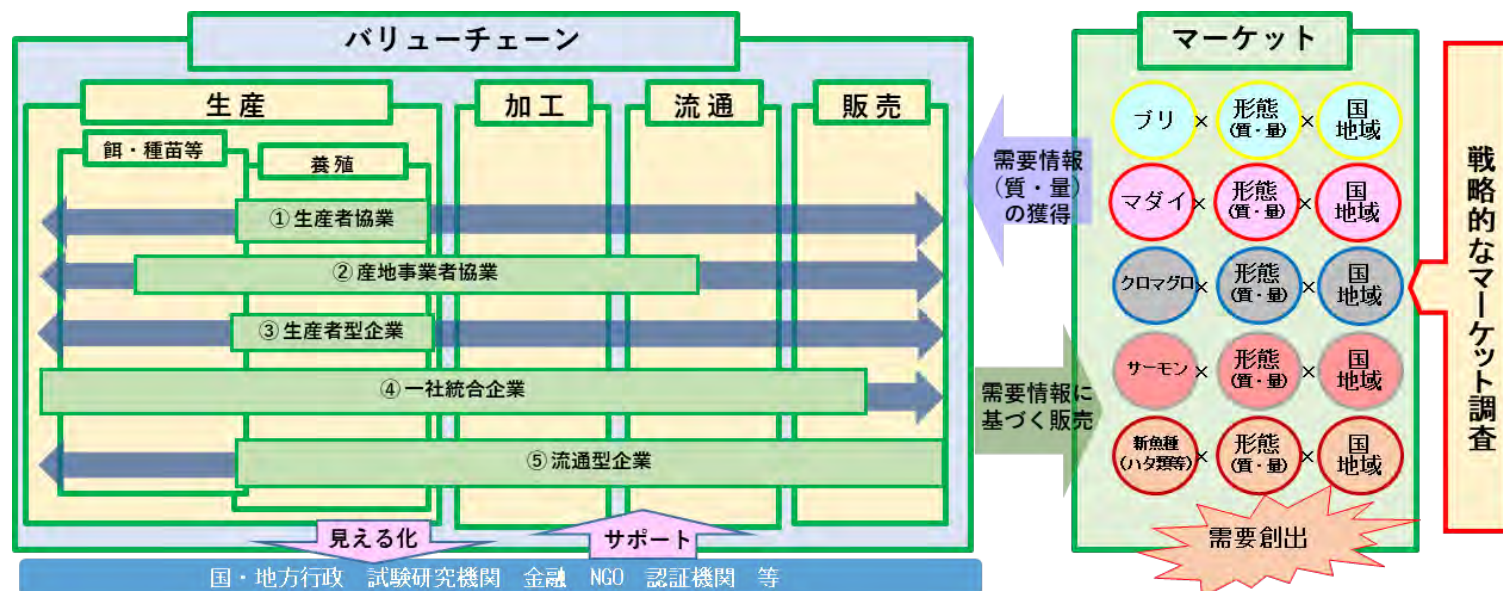
「水産政策の改革について」

(平成30年6月 「農林水産業・地域の活力創造プラン」) の関連部分【ポイント】

- 4 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し
 - (5) 養殖業発展のための環境整備
 - 国は、戦略的養殖品目を設定した上、総合戦略を策定
 - 適地拡大に向けた大規模静穏水域の確保や漁港の積極的活用を推進

養殖業成長産業化に向けた総合的な戦略①（マーケットイン型養殖業へ）

- 近年のサケ、スルメイカなどの不漁により水産物の供給が不安定・低迷している情勢において、定質・定量・定価格・定時の生産を実現しやすい養殖業の振興を推進していく。
- 養殖業においては、①生産者協業、②産地事業者協業、③生産者型企业、④1社統合企業、⑤流通型企业の5つの基本的な例に分類している。
- 生産、加工、流通、販売に至る養殖のバリューチェーンの付加価値を向上させていくことが重要であり、そのためには各段階の連携が必要であり、今後、多様な経営体の発展・参入も期待される。
- 需要に応じた品目や利用形態の情報を能動的に入手し、「マーケットイン型養殖業」への転換を推進していく。



①生産者協業

複数の比較的小規模な養殖業者が連携し、販売業者との委託契約等を通じ生産・販売。

②産地事業者協業

養殖業者と漁業協同組合や産地の餌供給・加工・流通業者との連携し生産・販売。

③生産者型企业

養殖を本業とする漁業者が、地域の養殖業者からの事業承継や新規漁場の使用等により規模拡大を進めて企業化し、生産・販売する形態。

④1社統合企業

養殖バリューチェーンの生産（餌・種苗等、養殖）、加工、流通、販売機能等の全部又は大部分を1社で行う企業による生産・販売。

⑤流通型企业

流通業や食品販売業を本業とする企業が、経験を有する養殖業者の参画や技術習得の期間を経て養殖業に参画し生産・販売。

養殖業成長産業化に向けた総合的な戦略②（養殖業成長産業化総合戦略）

○総合戦略は、養殖業の全体像の理解を深め(第1～3)、成長産業化の取組方向と将来めざす姿等のビジョンを共有し(第4)、実現にむけた対策(第5)から構成(令和2年7月策定・公表、令和3年7月改訂・公表)。

第1 養殖水産物の動向

1 水産物需要の動向

- 世界の養殖生産量は過去20年間で約4倍に拡大し、今後も成長の見通し。国内需要依存型では我が国の養殖生産は縮小傾向。

2 市場・流通の動向

- 魚類養殖業は4定の生産を実現しやすい形態だが、入手する需要情報が限られ、需給バランスが崩れやすい傾向。
- みどりの食料システム戦略を策定し、環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進等に取組む。

3 輸出拡大に向けた取組

- 輸出先国の市場に対応した体制整備が重要。
- 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略をとりまとめ、輸出重点品目としてブリ類、タイ、ホタテガイ、真珠の4品目を対象。

第2 我が国養殖業の動向

1 養殖業の特徴

- 魚類養殖生産量はブリ類、マダイ、クロマグロ、ギンザケを中心とし、25万トン(2018年)。生産金額は海面養殖全体の54%が魚類養殖。
- 無給餌養殖はホタテガイ、カキ、ワカメ、ノリ、コンブを中心とし、多様な貝類、藻類を養殖(75万トン、2018年)。

2 生産・経営の動向

- コストに占める餌代の割合は6～7割。養殖用餌の量と価格の両面で安定的に供給されることが重要な課題。
- 無給餌養殖は、カキの殻むきやノリ・コンブの乾燥といった作業工程の中に人の手を要するところがあり、大幅な機械化・省力化が課題。
- 2020年12月に改正漁業法が施行。プロセス透明化等により、養殖業における円滑な規模拡大・新規参入も視野。
- 利用が難しいと言われてきた沖合漁場での大規模な養殖や陸上養殖の技術開発が進展。

第3 技術開発の動向

- 養殖製品の品質保持・管理と製品出荷の効率化(貝毒対策)
- 漁場の環境調査・維持改善(漁場環境のモニタリング)
- ICTの活用
- 大規模沖合養殖・陸上養殖の新養殖システムの取組
- 気候変動に対する取組
- 育種研究(高水温耐性のノリ等)
- 配合飼料開発
- 魚病対策
- 機械化・省力化等の技術開発が進展。

第4 養殖業成長産業化に向けた総合的な戦略

1 基本戦略

- 国内市場向けと海外市場向けに分けて成長産業化に取組む。養殖業の定質・定量・定時・定価格な生産物を提供できる特性を活かし、需要情報を能動的に入手し、「マーケットイン型養殖業」へ転換していく。
- マーケットイン型養殖業を実現していくため、生産技術や生産サイクルを土台にし、餌・種苗、加工、流通、販売、物流等の各段階が連携や連結しながら、それぞれの強みや弱みを補い合って、養殖のバリューチェーンの付加価値を向上させていく。
- 現場の取組実例を参考とすると、養殖経営体は、外部から投資や技術導入等を図りつつ、マーケットイン型養殖業を目指しており、5つの基本的な経営体の例(①生産者協業、②産地事業者協業、③生産者型企業、④1社統合企業、⑤流通型企業)を示す。無給餌養殖は、5つの経営体のタイプに至っていないことから、当面は①、②、③を目指す。

2 戦略的養殖品目と成果目標

(1) 戦略的養殖品目の指定

ブリ類、マダイ、クロマグロ、サケ・マス類、新魚種(ハタ類等)、ホタテガイ、真珠

(2) KPI

生産量目標(戦略品目7品目毎に設定)、輸出額目標(ブリ類、マダイ、ホタテガイ、真珠に設定)

第5 養殖業成長産業化を進める取組内容

- 養殖業成長産業化の枠組の構築
- 養殖生産物の新たな需要創出・市場獲得の推進
- 持続的な養殖生産の推進
 - ・生産性・収益性の向上
 - ・魚病対策の迅速化への取組(ワクチンの開発・普及)
 - ・海面利用の促進・漁場の拡大等(プランクトンのモニタリング)
 - ・労働環境の整備と人材の確保
 - ・マーケットイン型養殖経営の推進
 - ・災害や環境変動に強い養殖経営の推進(適切な養殖管理)
- 研究開発の推進
 - ・研究機関の連携強化・役割分担
 - ・養殖製品の品質保持・管理
 - ・漁場環境モニタリングと活用、ICTの活用(栄養塩類の管理)
 - ・新魚種・新養殖システムの推進
 - ・育種等種苗改良の推進
 - ・配合飼料等の水産資材の維持・研究開発

養殖業成長産業化に向けた総合的な戦略③（戦略的養殖品目と成果目標）

- 将来、国内外で需要が量的・地域的に拡大が見込まれること、現在又は将来の生産環境を考慮して我が国養殖業の強みを生かせる養殖品目を戦略的養殖品目として設定。

戦略的養殖品目	2030年生産目標	2030年輸出目標	対象マーケット	生産方向
ブリ類	24万トン	736億円	○ 北米市場の拡大、アジア・EU市場、国内需要創出 等	○ 生産性向上による生産拡大、養殖管理の徹底やHACCP導入等
マダイ	11万トン	204億円	○ アジア市場の拡大、EU等の市場、国内需要創出 等	○ 生産性向上による生産拡大、養殖管理の徹底やHACCP導入等
クロマグロ	2万トン	—	○ 国内市場の維持、アジア市場等の拡大	○ 日本でしか実現できない定時・定質・定量・定価格を追求する質の生産
サケ・マス類	3～4万トン	—	○ 国内の輸入養殖サーモン市場の獲得	○ 日本でしか実現できない定時・定質・定量・定価格を追求する質の生産
新魚種（ハタ類等）	1～2万トン	—	○ アジア等市場の創出、国内天然魚需要の代替	○ 天然魚市場と差別化した生産体制の構築
ホタテガイ	21万トン	1,385億円	○ 北米市場の拡大、アジアを經由しない北米・EU輸出の創出 ○ 国内消費用途拡大による新規国内市場の創出	○ 品質と食の安全を高いレベルで実現する生産 ○ 高付加価値品の中国を經由しない輸出の拡大と生食以外の国内市場の掘り起こし
真珠	200億円 (2027年)	472億円	○ 真珠の品質向上と需要の増進 ○ アジアや欧米等の海外市場の創出・拡大	○ 母貝の歩留まりや真珠の品質を高いレベルで実現する生産 ○ 海外市場の拡大と品質の高い真珠の安定供給による国内市場の掘り起こし

※ 真珠の生産目標については、真珠の振興に関する法律第2条第1項の規定に基づく「真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針」に基づき、平成39年の真珠養殖業の生産額の目標が200億円と定められているため、当該生産額を目標とする。

養殖適地の拡大に向けた取組①

- 養殖適地の拡大に向け、従来は養殖を実施することが困難であった沖合の海域において、大規模かつ省力での生産を可能にする技術開発が進展。

大規模沖合養殖システムの開発

■概要

新日鉄住金エンジニアリング(株)の大規模沖合養殖システムは、大型浮沈式生簀を中核とする生簀システム、プラットフォーム上の設備と給餌用海底配管からなる自動給餌システムが主要構成要素。

社会実装に向け、海洋実証試験で得た知見を踏まえた研究開発を実施中。

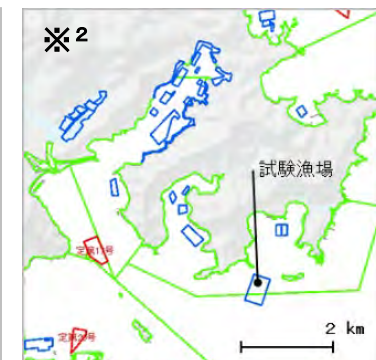
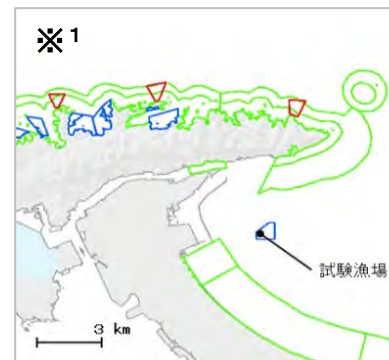
■特徴

- ・対波浪性能と対潮流性能が高く、従来養殖ができなかった海域での養殖が可能。(三重県尾鷲市付近の場合、生簀設置可能海域(面積)の10倍程度の拡大が見込める。)
- ・生簀の大型化により、1生簀当たり従来規模の約50倍の生産拡大が可能。
- ・給餌の自動化により、省力化・無人化が可能。



■海洋実証試験の概要

場所	鳥取県境港市	三重県尾鷲市
事業主	(株) ニッスイサーモン	尾鷲物産(株)
主な養殖魚	ギンザケ	ブリ
試験項目	自動給餌システム	浮沈式生簀システム
試験期間	2016年12月～2017年5月	2017年3月～2018年3月
試験漁場	海岸線から約4 km (※1)	海岸線から約1 km (※2)



養殖適地の拡大に向けた取組②

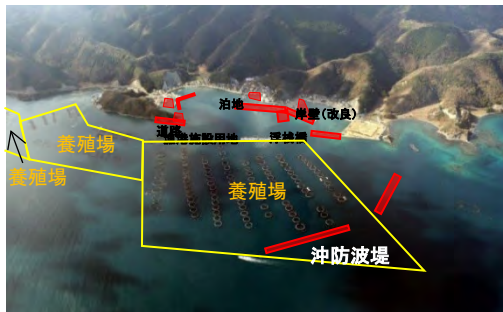
- 日本では、波浪が高く、静穏水域が少ないことから、防波堤の整備等により大規模な静穏水域を創出する取組や、自然条件により更なる海面養殖の展開が困難な地域においても養殖を展開していくため、陸上の漁港施設用地なども養殖に活用する取組を進展。

大規模な静穏水域の創出

○ クロマグロ養殖業(長崎県)

概要:

- ・ 尾崎漁港は、クロマグロ養殖の生産基地であるが、生産増加に向けて、静穏水域の確保等が課題。
- ・ 沖防波堤を整備し、大規模な静穏水域を創出するとともに、浮桟橋や漁網等の補修用地を整備し、養殖から陸揚、出荷に至る一連の生産流通機能を強化
- ・ これにより、確実な給餌、陸揚作業が図られ、養殖マグロの生存率向上(約70%→約80%)、高品質化により、マグロ養殖業の成長産業化を推進。



くろまぐろの養殖生け簀

陸上の漁港施設用地の活用

○ ヒラメ・アワビ等養殖業(鳥取県)

概要:

- ・ 山陰地方は、冬季の風浪が厳しいことから、泊漁港周辺は、海面を利用した養殖が困難。
- ・ このため、泊漁港では、漁港施設の一部を陸上養殖施設用地として活用することとし、養殖に適した海水井戸等を整備。
- ・ 民間企業が参入し、新たに、ヒラメ・アワビの養殖を展開。(H26:ヒラメ1.2万匹、アワビ1,400個)
併せて、ブランド化や観光業との連携により、漁村のにぎわいを創出。



ひらめの養殖生け簀

研究開発の動向①（養殖製品の品質保持・管理と製品出荷の効率化）

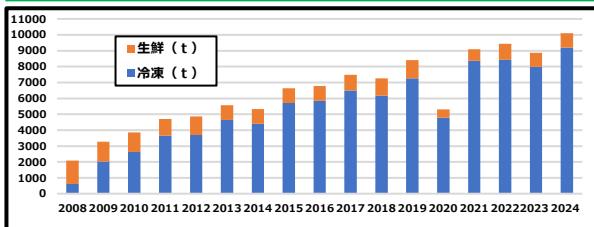
- 加工技術開発では養殖魚（ブリ・タイ・マグロ）の褐変が流通上のネックとなっていることから、褐変の発生機構を解明するとともに、既存のCO充填に替わる褐変防止技術を開発中。
- 作業の自動化・省力化や出荷システムに関する技術開発が必要。
- 消費者ニーズに合わせた加工品のための機械の開発や、品質の「見える化」に向けた機械の開発が実施中

高品質化技術開発

・褐変防止技術開発

冷凍ブリの現状

輸出先の流通現場や
国内の店頭販売で
切り身の褐変防止が必要



対米ブリ冷凍・生鮮フィレの輸出量の推移(財務省「貿易統計」より)

既存技術として、CO充填処理があるが
CO処理は、腐敗しても外見が良い

新たな保存解凍の技術開発が必要

酸素充填解凍技術 (MAP技術) の実用化
食味の向上や静菌作用など
多くの効果がみられる

出荷システム及び技術開発

活魚輸送コンテナ

CO₂で魚を眠らせ
輸送の負担を軽減



日建リース工業株式会社
HPより引用

自動殻むき機 (ホタテガイ)



湧別漁協

活魚の無水輸送技術



ヤイトハタ

H26 沖縄県 水産業改良普及
活動実績報告書より引用



ヒラメ

県立八戸水産高校 考案
日経新聞HP (H25.3.6) より引用
低水温の海水で魚を冬眠状態にし
発泡スチロールに酸素を充填する

その他 加工機械など

(加工機器・品質測定)

フィレマシン



その他

ウロコ取り機・刺身スライサー など

理工エンジニアリング株式会社
HPより引用

魚類用脂質測定装置



大和製衡株式会社HPより引用

- 近年、様々な魚種で陸上養殖が試行されており、事業化されているものが増加。大規模プラントや閉鎖循環式陸上養殖の計画が各地で展開。
- 海面では沖合養殖プラントが建設され実証試験の段階から本格稼働の段階に進んでおり、大型生簀の導入やICTを活用した自動給餌の取組。

陸上養殖技術



FRDジャパン

閉鎖循環式陸上養殖の特徴

海洋と切り離された養殖システム

- 海域に環境負荷を与えない
- 病原体の流入・流出を防止
- 水温調整が可能であり、出荷時期の調整が可能
- 陸上作業のため高齢者による作業も可能
- 飼育水の確保や排水処理技術が必要
- 停電等があった場合には、養殖水産物が全滅する可能性

全国の陸上養殖の事例

- 鳥取県岩美町 サバ（タシマボーリング）
- 沖縄県伊平屋村 ヤイトハタ（伊平屋村漁協）
- 三重県津市 大西洋サケ（ピュアサーモンジャパン）
- 千葉県木更津市 ニジマス（FRDジャパン）
- 福島県西白河郡 ニジマス（林養魚場）
- 茨城県つくば市 チョウザメ（フジキン）

沖合養殖技術

大型浮沈式生簀（+ 自動給餌システム）



【大規模沖合養殖システムのイメージ】

日鉄エンジニアリング株式会社



大型浮沈式生簀：黒瀬水産株式会社

全国の沖合養殖の取組事例

- 三重県尾鷲市 ブリ（尾鷲物産）
- 宮崎県串間市 ブリ（黒瀬水産）
- 鳥取県境港市 ギンザケ（（株）ニッスイサーモン）
- 青森県むつ市 ニジマス（北彩屋）

研究開発の動向③（育種研究・配合飼料開発）

- 養殖業の発展のためには、優良な形質（生物の特徴で遺伝するもの）を有する系統を作出し、活用することが重要。遺伝育種研究の目的は、生産性の向上に資する高成長、耐病性、ストレス耐性等の形質を改善すること。近年、水産生物においても、民間企業や国で取り組みが開始。
- 配合飼料開発では、魚粉の代替タンパクとして植物性原料及び畜産物の加工残さ、昆虫などの動物性原料たんぱく質を用いた配合飼料の研究開発が進行。

育種研究

・選抜育種

優良な表現型を有する親の選抜と交配を繰り返す。様々な種で実用化されている（マダイ、ブリ、ノリ等）。近年は血縁関係とゲノム情報を利用して選抜を行うゲノム育種が進展。

・交雑育種

近縁種間、系統間、品種間の交雑で作出する。（ブリヒラ、クエタマ、アコヤガイ等）

・染色体操作

雌性発生、雄性発生、3倍体を利用する。一部で実用化。（マガキ、ニジマス等）

・ゲノム編集技術の利用

（可食部増量マダイ、高成長トラフグ）

・その他

育種集団の維持管理

育種の元となる基礎集団の構築と維持管理方法の開発。

優良系統の保護

優良系統の不当な模倣を防ぐ保護方法の開発。

配合飼料開発

・低魚粉配合飼料の開発

魚粉代替タンパク

植物性原料

大豆・トウモロコシ・菜種など

動物性原料

畜産物の加工残さ、昆虫など

淡水魚用：魚粉使用量を最大80%削減
海水魚用：魚粉使用量を最大50%削減

残る課題

植物性原料

・輸入に大きく依存、原料争奪により供給が不安定

・魚類に対する必要栄養成分の不足

動物性原料

・食品加工残さ等の副産物で供給が不安定

・原料の衛生管理（腐敗・細菌汚染）が必要

水産流通適正化制度関係

「水産政策の改革について」

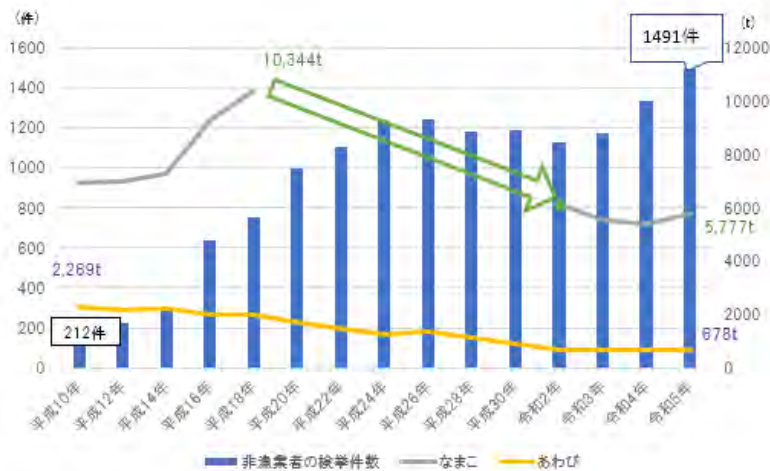
(平成30年6月 「農林水産業・地域の活力創造プラン」) の関連部分【ポイント】

- 2 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革
 - 資源管理の徹底と国内の密漁対策を含め I U U 漁業の撲滅を図る等のため、トレーサビリティの取組を必要度の高いものから順次推進

水産流通適正化法の概要について

- 国内において違法に採捕された水産物や資源管理措置に違反した水産物が流通することにより、水産資源の持続的な利用に悪影響が生じるおそれがあるため、違法漁獲物の流通を防止するとともに、違法漁獲物の国外流出防止を措置。
- 国際社会において、IUU(違法・無報告・無規制)漁業への対応の必要性が高まっており、IUU漁業に起因する漁獲物の国内流入を防止するため、輸入を規制。(令和2年12月11日公布、令和6年6月26日改正、令和8年4月1日改正法施行)

○ 非漁業者の検挙件数及びなまこ・あわびの漁獲量の推移(海面)



○ IUU漁業への対応の必要性について G20大阪首脳宣言(令和元年6月)

違法・無報告・無規制(IUU)漁業は、世界の多くの地域において、引き続き海洋の持続可能性にとって深刻な脅威となっているため、我々は、海洋資源の持続的な利用を確保し、生物多様性を含め、海洋環境を保全するために、IUU漁業に対処する重要性を認識しIUU漁業を終わらせるという我々のコミットメントを再確認する。

G7 首脳コミュニケ(令和5年5月)

我々は、違法・無報告・無規制(IUU)漁業を終わらせるという我々のコミットメントを再確認し、この現象にあらゆる側面から取り組むため、開発途上国への支援や我々の関連機関間の政策調整の強化を含めた更なる行動を取り、それらの関連機関に対し、本年末までこの問題に関する進捗の評価を指示する。

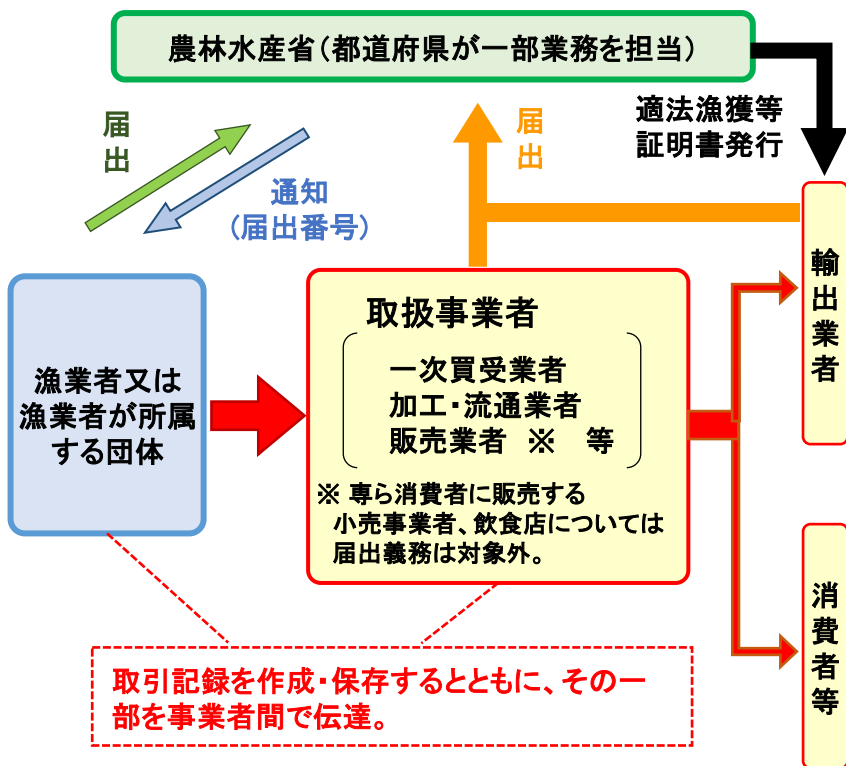
法律の主な内容

- 1 漁業者、加工業者、流通業者の届出及び情報の伝達**
特定の水産物を採捕する漁業者等は、適正な採捕権限を有する漁獲者である旨等を行政機関に届け出るとともに、譲渡し等をするときは、漁獲番号等の情報伝達を行う。
- 2 取引等記録の作成・保存**
漁業者・加工業者・流通業者は、1の水産物の取引に係る記録を作成・保存する。
- 3 輸出規制**
輸出事業者は、輸出の際、農林水産大臣が交付する適法に採捕された水産物であることを証する証明書を添付する。
- 4 輸入規制**
特定の水産物の輸入事業者は、輸入の際、旗国の政府機関等が発行する適法に採捕された水産物であることを証する証明書を添付する。

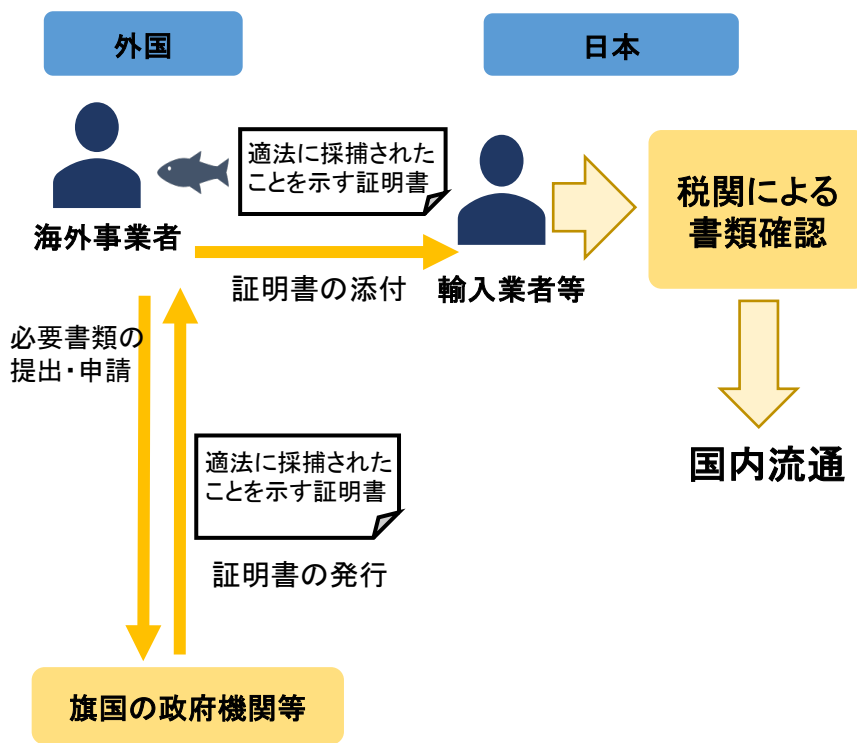
水産流通適正化制度の内容

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種(特定第一種一号水産動植物:アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚)及び、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要がある魚種等(特定第一種二号水産動植物:太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上))について、①漁業者等による行政機関への届出、②取引時の情報伝達、③取引記録の作成・保存、④輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書等の添付を義務付ける。(うなぎの稚魚は令和7年12月1日、太平洋クロマグロの大型魚は令和8年4月1日から適用)
- 国際的にIUU(違法・無報告・無規制)漁業のおそれ大きい魚種(特定第二種水産動植物:サバ、サンマ、マイワシ、イカ)については、輸入時に旗国の政府機関等発行の証明書等の添付を義務付ける。

特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム



特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



注 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出入時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

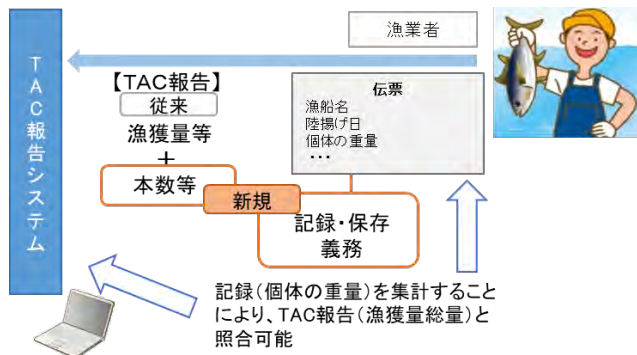
漁業法及び水産流通適正化法の一部改正について

- 太平洋クロマグロは、2010年頃に資源量が歴史的最低水準となったことから、国際的に厳格な漁獲可能量(TAC)による資源管理が行われた結果、資源が回復途上にある。このような中で、今般、TAC報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生し、管理の強化が急務。
- このため、個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロの大型魚(30 kg以上)について、TAC報告時の個体管理や、取引時の伝達・記録の義務付け、罰則の新設等を措置。(令和6年6月26日公布、令和8年4月1日施行)

漁業法の一部改正

＜具体的な措置＞

- ① 特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があるものとして省令で定める水産資源(特別管理特定水産資源。太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)を指定)について、以下の事項を措置
 - ・ TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を追加。
 - ・ TAC報告を行う際に使っている情報(船舶等の名称、個体の重量等)の記録の保存を義務付け。
 - ・ TAC報告義務違反等の罰則について、法定刑の引上げとともに、法人重科の新設。
 - ・ TAC報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、即時の停泊命令を可能とする。
 - ② 衛星船位測定送信機(VMS)の設置等の命令に違反した場合の罰則【6月以下の懲役、30万円以下の罰金】を新設。
- ※ この規定のみ公布の日から20日後(令和6年7月16日施行)



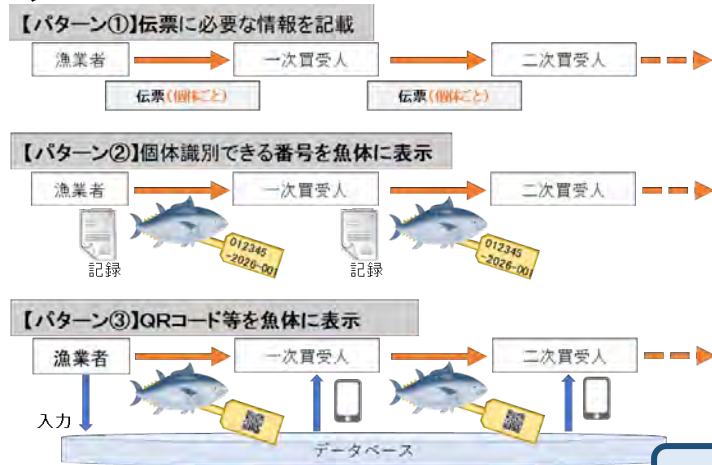
水産流通適正化法の一部改正

＜具体的な措置＞

- ① 漁業法の特別管理特定水産資源等を「特定第一種第二号水産動植物」と定義し、以下の事項等を義務付ける。
 - ・ 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達(※)
 - ・ 取引記録の作成・保存
 - ・ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付

※ 情報伝達は、タグやQRコードの活用による方法も可能とする。
- ② 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則【50万円以下の罰金】を新設。
- ③ 農水大臣が指定する民間機関(指定交付機関)による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

○情報の伝達のイメージ



漁業協同組合関係

「水産政策の改革について」

(平成30年6月 「農林水産業・地域の活力創造プラン」) の関連部分【ポイント】

- 5 水産政策の方向性に合わせた漁協制度の見直し
漁協について、水産政策の改革の方向性に合わせて見直し。

現状と課題

- 漁協は、漁業者の協同組織として、組合員のために漁獲物の販売等の事業を実施し、漁業者の経営の安定に寄与するとともに、漁業権の管理等の公的な役割も担っている。
- 組合員の減少が進む中、未だ零細な漁協も多く、漁協がその役割を発揮していくためには、さらなる事業・経営基盤の強化が必要。
- 漁協の販売事業については、自ら開設した産地市場での販売が中心になっているが、小売業者との直接取引や産地消の推進、ブランド化等による付加価値の向上に取り組む漁協も増えてきており、漁業者の所得向上のため、こうした取組の拡大が重要。

漁協の部門別事業損益の推移

<沿海地区漁協、1組合当たり> (単位:百万円)

年度	販売	購買	指導	製氷・冷凍	信用	漁業自営	共済
2	6.1	1.4	2.2	▲ 3.8	▲ 10.6	14.7	▲ 3.1
3	10.5	1.1	3.0	▲ 3.6	▲ 14.3	24.0	▲ 3.1
4	18.7	0.5	3.1	▲ 3.2	▲ 16.3	40.5	▲ 3.1
5	16.2	▲ 1.1	2.1	▲ 3.6	▲ 19.5	27.0	▲ 3.7
6	16.0	▲ 1.6	2.3	0.1	▲ 19.8	22.4	▲ 3.9

注1: 1組合あたりは、それぞれの事業毎の実施組合数の中で算出したもの。
出典: 水産庁「水産業協同組合統計表」

漁協の組合数・組合員数の推移

	S30年度	S55年度	H元年度	H20年度	R6年度
沿海地区漁協数	3,153	2,174	2,136	1,094	821
組合員数 (1組合当たり)	—	578,722 268.5	540,668 256.4	370,253 345.1	233,784 284.8

出典: 水産庁「水産業協同組合統計表」

漁協の正組合員数(令和6年度)

1組合当たりの正組合員数	組合数	割合
～ 49人	351	42.8%
50～ 99人	211	25.7%
100～199人	143	17.4%
200～499人	93	11.3%
500～999人	13	1.6%
1000人～	10	1.2%
1組合当たりの平均正組合員数	123.1人	—

漁協制度の見直し

- 今回の水産政策の改革において、適切な資源管理の実施等により漁業者の所得向上の実現に向けて取り組んでいく上で、漁協がその役割をより一層発揮していくことが期待されている。漁協の事業・経営基盤の強化を図ることは、漁業者の所得向上だけでなく、新たな資源管理・漁業権制度に円滑に対応していく上でも重要。
- このため、漁協の役割として漁業者の所得向上を明記するとともに、漁協の理事に販売の専門能力を有する者を1人以上登用する旨を規定。今回の改正を契機として、全国の漁協で、地域の実情に応じ、創意工夫により付加価値向上の取組が展開されることを期待。
- また、信用事業の健全性の確保を図るため、他の金融機関と同様に、信漁連・一定規模以上の漁協に公認会計士監査を導入。

漁協の役割(第11条の2)

漁協が事業を行うに当たっては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。

販売事業に係る理事の要件(第34条)

販売事業を行う漁協は、理事のうち一人以上は水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない。

- ・ 外部登用は義務付けない
- ・ 漁協職員として販売事業を担当してきた者など内部登用も可能
- ・ 常勤・非常勤も問わない
- ※ 販売事業を実施しない漁協は対象外
- ※ 法施行後3年以後最初に招集される通常総会の終了時まで、改正後の規定を適用しない

公認会計士監査への移行(第41条の2、附則第26条)

<対象>

全ての信漁連及び貯金等合計額200億円以上の漁協

信漁連	10
県一漁協	3
単位漁協	5

※ 「貯金等合計額」とは、貯金及び定期積金の合計額

※ 令和6年度末時点

<移行準備について>

- ・ 法律上、全漁連監査から公認会計士監査への移行期間(法施行から4年を超えない範囲)を設定→令和6年4月1日と規定
- ・ 法律の附則の配慮事項で、政府は公認会計士監査への移行に関し、「組合の実質的な負担が増加することがないこと」と明記
- ・ 予算措置により、公認会計士監査の対象となる漁協等に対して、内部統制改善のため、コンサルタントの派遣等を支援。

→令和元年度から予算措置